

日本の法曹有資格者の海外展開を促進する
方策を検討するための研究

調査テーマ

現地における日本企業・在留邦人の
活動の実情について

シンガポール共和国 担当

弁護士 長谷川（坂巻） 智香

目 次

第一. はじめに

第二. シンガポールの概要

1. シンガポールの概況
2. シンガポールの経済の動向

第三. 現地における日系企業の活動の実情

1. 日系企業進出の動向
2. シンガポールの優位性
3. 統括拠点としての機能
4. 日系企業の現地に置ける活動
5. 日系企業活動上の問題点

第四. 現地における在留邦人の活動の実情

1. 在留邦人数統計・推移
2. 在留邦人の生活、活動の実態

第五. 日系企業及び在留邦人コミュニティを支えるサポート体制

1. 在シンガポール大使館
2. シンガポール日本商工会議所
3. ジェトロ
4. 日系クリニック
5. 日本人会
6. 日本人学校

第六. 終わりに

第一. はじめに

近年グローバル化の進展にともない、海外へ進出する日系企業や、また海外での現地就職を行う邦人個人が増加している。特に、近年の東南アジア地域の経済発展は著しく、既に多くの日系企業が同地域への進出を行っている。

その中でもシンガポールは、2012年世界銀行ランキングにおいても、世界で最もビジネスをし易い国としてランク付けされるなど、東南アジア全体を見据えたビジネスの拠点として世界的に注目を集めている。

日系企業も近年続々と統括拠点をシンガポールに設置し、また中小企業もシンガポールへの進出を機に東南アジア周辺国へのビジネス展開を見据えるなど、企業の大小を問わず、多くの日系企業がシンガポールを中心とした東南アジア全体のビジネス展開を行っている。

これらの日系企業が、シンガポールで活動を行うにあたっては、現地における規制や法制度の情報が必要であり、また法的なドキュメントの作成や、紛争に巻き込まれた場合の対応など、法的支援の必要性が当然に生じてくる。

また、邦人個人のレベルにおいても、日常生活において法律問題に巻き込まれる事態も増加してきている。

本報告書においては、シンガポール現地における日系企業および邦人個人の法的な支援を拡充するという目的のもと、まず、その前提として、現在シンガポールにおいて、日系企業および邦人個人がいかなる活動実態・生活基盤を有しているかについての調査報告を行うこととする。

第二. 日系企業の活動環境および在留邦人の生活環境

1. シンガポールの概況

(1) シンガポールの概況

国名	シンガポール共和国 (Republic of Singapore)
面積	718.3 km ² (東京23区よりやや大きい)
人口	547万人 ¹
GDP	3071億米ドル ²
一人あたりのGDP	55,183米ドル (世界第8位)

¹ 2014年

² 2013年

民族	中華系74%、マレー系13%、インド系9%、その他3%
言語	英語（公用語）、中国語、マレー語、タミル語
宗教	仏教、イスラム教、ヒンドゥ教、キリスト教

（2）シンガポールの歴史

シンガポールは、2015年に建国50年を迎える歴史の浅い国である。国としての発展の歴史は、今から200年ほど前にさかのぼる。1819年、イギリス東インド会社のトーマス・スタンフォード・ラッフルズがシンガポール島を訪れた。オランダに返還されたジャワ島に代わる拠点を探していたラッフルズは、インドと中国を結ぶ貿易の寄港地として、この住民わずか150人ほどのシンガポール島を選択し、1824年に植民地と定めた。



トーマス・スタンフォード・ラッフルズ（『ラッフルズ・ホテル』の名前のもとになった人物。）

自由貿易港として整備されたシンガポールは、その後、短期間でめざましい発展を遂げていく。

1920～30年代にかけて、イギリスはシンガポールをアジアにおける軍事拠点と定め、巨大な軍港と飛行場を建設する。南洋への進出を進めていた日本は1941年12月、真珠湾攻撃の直前にマレーシアに上陸し、同時にシンガポールの空港を空爆し、2か月ほどでマレー半島全域を制圧すると、翌42年2月にシンガポールへ侵攻し、わずか1週間でイギリス軍を陥落、「昭南島」と改名して日本の植民地とした。しかし、日本による植民地時代も長くは続かず、1945年8月の日本の敗戦をもって終了する。

終戦後、ふたたびマレー半島を統治したイギリスは、1946年に半島部の植民地を統一してマラヤ連合（連邦）を成立させるが、シンガポールは切り離して直轄植民地とした。マレー人が多数を占めるマレーシアに対して、華人が優位に立つシンガポールの影響力を懸念したことによる。

1948年から、植民地からの会報を訴える民族独立運動が活発になるが、この独立運動の中心となったのが、後にシンガポールの首相となるリー・クアンユーであった。1963年には、マラヤ、サバ、サラワクと共にマレーシア連邦を結成し、イギリスからの完全な独立を果たす。しかし、マレーシアによる「マレー人優遇政策」によって、マレー系移民と中華系移民の間で衝突が起こると、リー・クアンユーは中華系移民を率いて、1965年「シンガポール共和国」として、マレーシアからの分離独立を果たした。

(3) 政治および国家政策

シンガポールの政治体制は共和制であり、国会は一院制で国会議員の任期は5年である。独立以来、人民行動党が事実上の一党支配の下で長期に政権を維持している。独立後に国を主導したリー・クアンユー首相（1965年～1990年）、その次のゴー・チョクトン首相（1990年～2004年）、現在のリー・シェンロン首相（2004年8月就任）はいずれも10年を超える長期政権である。東南アジア諸国の中では最も政治が安定していると評価されており、政治リスクの低い国として認識されている。選挙権は18歳以上の国民に与えられ、投票は義務制である。

また、シンガポールは同国の地の利を生かし、東南アジア地域のみならず世界のハブとしての地位の確立を目指すべく、外国企業を積極的に誘致してきた。近年においては、同国をビジネス、人材育成の地域統括拠点へと変える政策を打ち出した。

さらに、天然資源に乏しい同国においては、「人的資源こそが最大の資源である」との観点から、教育水準の向上・維持にも力を入れており、結果としてシンガポール国民を非常に優秀な人材として育成することに成功している。

シンガポールの社会保障制度に関しては、下記で詳述するように「自助努力」をその基本理念として掲げているが、高齢者に対しては一定の福祉的配慮がなされている。公団住宅（HDB）の購入と中央積立基金（Central Provident Fund）制度によって、退職した高齢者が経済的に困窮しないよう一定の枠組みを整えている。

また、今後の急速な高齢化社会の見据え、定年退職者の再雇用制度も法制化されている。この定年・再雇用法（Retirement and Re-employment Act）は、従来の退職年齢法で定められた法定退職年齢である62歳を越えた後も65歳まで、将来的には67歳まで働ける環境整備を進めている。

(4) 人口問題

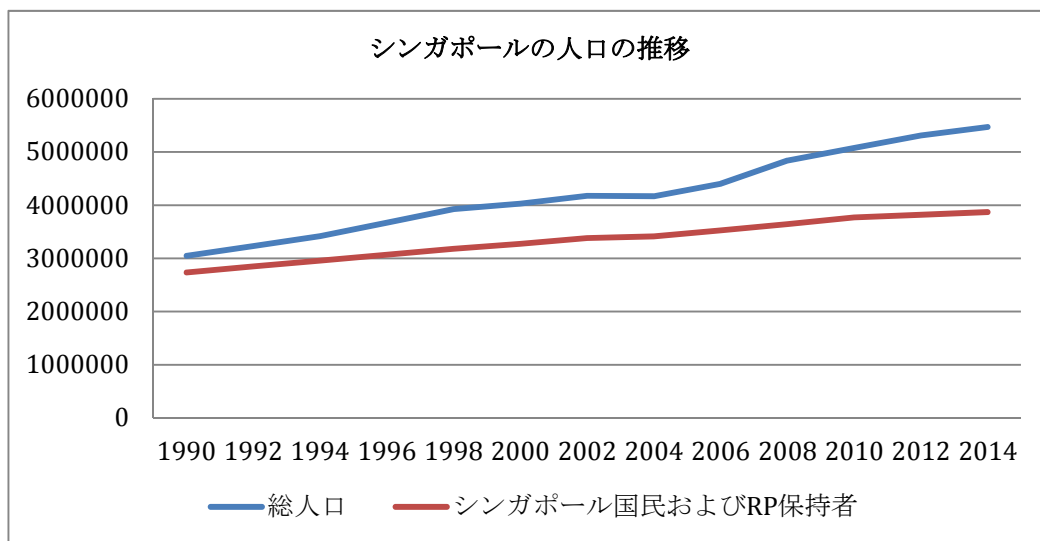
①シンガポールの人口の推移

シンガポールの総人口は、現在約547万人であり、そのうちシンガポール国民と永住権取得者（Permanent Residence、以下「PR」という。）が387万人となっている。この総人口に対するシンガポール国民およびPR保持者を合わせた居住者の割合は、公表を始めた1970年には97%であったが、その後、1980年に95%、1990年には90%、2000年に81%と年々低下し、2014年現在では70%となっている。政府が外国人労働者（非居住者）とPRを取得した外国人を積極的に受け入れたことによる人口増加が大きいことを示している。（グラフ1）

シンガポール政府は、2030年の人口を690万人にすることを目標に掲げており、人口政策によって国の人口をコントロールしている。

PRを取得した外国人は約53万人となっており、非居住者約155万人と合わせると、208万人以上の外国人がシンガポールで生活していることになる。

<グラフ1> シンガポールの人口の推移



※シンガポール統計局データより作成

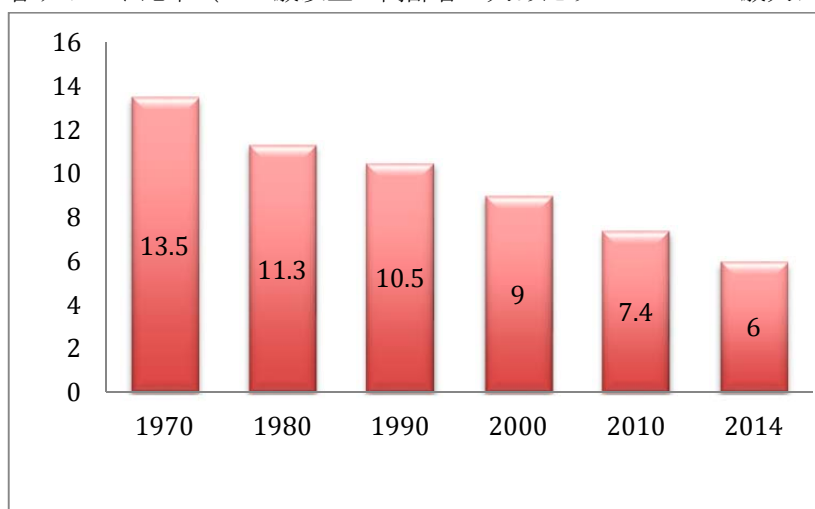
②2015年以降、高齢化が加速

平均寿命は83歳と日本に次いで世界で4番目であり、長寿国の一つに数えられる。一方で、シンガポールの合計特殊出生率は1.3と日本よりも低く、急速に少子高齢化が進んでいる国でもある。

この少子化の原因は、①女性の晩婚化および既婚女性の減少、②国家および民間による人口統制政策の影響、③人工中絶・避妊手術の合法化があげられる。しかし一番大きな原因は、やはり①の女性の晩婚化および既婚女性の減少であろう。下記グラフ2は、65歳以上の高齢者一人当たりの20-64歳人口比率である。同グラフからも明らかなおり、1970年の同割合が、13.5であったのと比較して、2014年には6と半分以下となっている。かかる数値からも、シンガポールがこれから深刻な高齢化社会を迎える事がわかる

<グラフ2>

高齢者サポート比率（65歳以上の高齢者一人あたりの20-64歳人口の数）



※シンガポール統計局データより作成

(5) 社会保障制度

①中央積立基金（Central Provident Fund）

現在のシンガポールの医療制度を含めた社会保障制度の基本理念は「自助努力」である。その理念を端的に表したものが、1955年にシンガポール政府が国民及びPR保有者を対象に創設したCPF（Central Provident Fund）という強制積立制度である。

CPF制度は中央積立基金令（Central Provident Fund Ordinance）が制定されたことにより発足し、現代のシンガポールにおいて、総合的な社会保障制度的な役割を果たしている。加入者は、定年退職後や不慮の事故等で就労できなくなった場合の生活資金、HDBと呼ばれる公団住宅の購入資金、および投資資金として、この積み立てた貯蓄を利用することができる。

CPFはMinistry of Manpower（以下、「MOM」という。）が所管する中央積立基金管理局（Central Provident Fund Board）が運営しており、シンガポール国民及び永住権取得者のうち月収500Sドル（約45,000円）³

³ 1Sドル=約90円で換算（2014年12月時）以下、同様に換算する。

を超える被雇用者、月収 50S ドルを超える被雇用者を抱える雇用者、及び年収 6,000S ドルを超える自営業者が拠出義務者となる。加入対象者である雇用者は被雇用者と積立金を折半して毎月の給与から一定額を積み立てることが義務づけられている。

シンガポールにおける各雇用主は、CPF 管理局への登録が義務付けられている。ここでいう「雇用主」とは、従業員を雇用している個人、企業、協会または個人により構成される団体を意味し、法人化の有無を問わない。雇用主を代行して、従業員に対して賃金支払いを行う管理者、代理人あるいは個人も雇用主とみなされる。

表 1

	普通口座 (Ordinaru Account)	特別口座 (Special Account)	医療口座 (Medisave Account)
CPF 基金用途	住宅購入資金、各種保険、投資及び教育基金	年金給付、不慮の事故への備え及び退職後投資基金	入院医療費及び政府が指定する特定慢性疾患治療の外来医療費
年利率	2.5%	4.0%	4.0%

②医療制度

(a)シンガポールの医療水準

シンガポールの医療水準は、周辺の東南アジア諸国とは比較にならないほど高く、世界の先進国と比較してもその水準は劣らない。同国政府の厳格な国民の健康管理、公衆衛生政策のもと、2012年には、世界でもっとも健康な国の第一位にも選出されたほどである⁴。

同国の医療水準が、世界トップクラスを維持するに至ったのには、以下のような理由があげられる。

まず、既に述べた通り、天然資源に乏しいシンガポールにおいては、「人的資源こそが最大の資源」と考えられている。かかる考えのもと、シンガポール政府は国民の教育に非常に力を入れており、同国の教育水準は世界トップレベルを維持している。このように高い学力を誇るシンガポールの学生の中でも、医師を志す学生の学力は最高レベルと言われている。

また、シンガポールの公用語は英語であり、英語で教育を受けたシンガポール人の学生や医師は、医療先進国である欧米など諸外国でトレーニングを受けることも、専門医療の資格を取得することも容易である。かようにシン

⁴ Bloomberg. 同ランキングにおいて、日本は第5位。

ガポール人医師の能力が高いことが、同国の医療水準を世界トップレベルへと導く一因を担っている。

しかし、上述のとおり、同時にシンガポールにおいて、医学部へ進学することは最難関であり、シンガポール人医師の人員数は不足傾向にもある。この問題を解消するために、シンガポール政府は、一定の制限のもと、外国人医師をある程度積極的に受け入れている。結果、シンガポールでは、世界で通用する資格を保有する医師が多く勤務しており、この点も相まって、同国の医療水準は非常に高いものとなっている。

シンガポール政府は、シンガポールで医師免許を取得した医師に対して6年間公立病院で就労することを義務付け、同国の公的医療サービスに貢献することを要請している。6年間公立病院で就労した医師は、その後、独立開業や私立病院での勤務など、様々な道が開かれている。

シンガポールでは日本のように統一された点数制の診療報酬制度が存在しないため、実力を身につけさえすれば私立クリニックを開業し高額の診察・治療費用を設定することもできる。かかる背景から、シンガポールでは医師のスキルアップの意識が非常に高い。

シンガポール国内の医師の登録管理については、シンガポール保健省管轄の法定機関であるシンガポール医師評議会（Singapore Medical Council）が行っている。医師教育プログラムの実施や医療行為の倫理性の監督を行うことにより、同国の医療を担う医師の資質向上を目指している。

(b)医療積立金制度

1984年、上記 CPF の口座の一つとしてメディセーブ（Medisave）と呼ばれる医療積立金制度が新設された。

メディセーブ創設以前は、シンガポールの医療制度は税収を利用した英国式の制度が採用されていた。1980年代に入りシンガポール政府が制度設計の限界や国民による国家への依存性の増大を危惧し、競争的医療サービスの実現を目指す政策へと方向転換を行った。興味深い事に、この方向転換に際し、政府は福祉国家にはならないことを明言し、個々人が日々の健康維持に配慮して、予防医療への高い意識を持つことを推進した。

その後シンガポール政府は、メディセーブを補完する役割を担うものとして、1990年にメディシールド（Medishield）という任意加入型の公的保険、そして1993年にメディファンド（Medifund）という低所得者向け医療費扶助制度かを次々に創設した。これら3つの制度名の頭文字をとった「3M」こそが現代シンガポールの医療制度と言われている。

この3Mの各制度が有効に機能して、国民の多様なニーズを満たすよう工夫されている。すなわち、メディセーブを根幹とし、低所得者向けのセーフ

ティネットとしての医療サービスはメディファンドにより実現し、高品質な医療サービスを求める者に対してはメディシールドを軸とした任意保険によって相応の対価を支払わせるよう、国民の所得や財政に応じたフレキシブルな制度を設けているのである。

現在、GDP に対する国民医療費負担比率は、経済協力開発機構（OECD）加盟の先進34か国の平均値が9.5%であるのに対し、シンガポールの負担比率はその半分以下の4.0%となっている。シンガポール政府の社会福祉分野における基本理念である「自助努力」が端的に数値にも現れた結果といえる。

（6）シンガポールでの生活

①物価

シンガポールの物価は非常に高く、日本と同程度、物によっては日本以上に高額となるものがある。

英国の週刊誌エコノミストの調査部門であるエコノミスト・インテリジェンス・ユニット（Economist Intelligence Unit）が2014年3月に発表した物価水準の調査結果によると、シンガポールの物価水準は、2013年は6位であったが、2014年は世界で最も物価の高い都市となった⁵。

シンガポールの物価高騰の主な要因としては、車と電気料金等のユーティリティ費用が高いこと、シンガポールドルの高騰などが挙げられる。

シンガポールで車を購入するのは非常に高額となっている。一台の車を所持するには車の車体価格に加えて、輸入税、自動車所有権証書（Certificates of Entitlement、以下「COE」という。）、登録料等の諸費用を支払う必要がある。COEとは、車を所有するために政府から購入しなければならない権利書のことであり、特に車の購入費用に大きな影響を与えているのがこのCOEである。このCOEの枚数は政府によってコントロールされ、入札で価格が決めるため、価格の変動が大きい。金融危機後にCOEの価格は1,000ドルまでに下がったこともあったが、景気回復と政府のコントロールの影響により、2013年1月には9万Sドルを超えた。2014年3月時点では7.2万～7.8万Sドルの範囲にとどまっているものの、その結果、トヨタ・カローラ（ALTIS 1.6 A）の購入費用は、COEを含めると13.3万Sドル（約1,000万円）と日本では考えられないくらいの高額車となっている。

⁵東京は円安を主因として2013年の1位から2014年は9位に下落

②住宅

シンガポールの住宅タイプは大きく分けて、公団住宅（HDB フラット）、民間高層住宅（コンドミニウム）、土地付き一軒家の3つのタイプに分類される。

公団住宅は、シンガポール政府機関の住宅開発局によって供給されている。シンガポール政府は公団住宅の持ち家制度を通じて、国民と国家の成長を共有するという意識を芽生えさせることに貢献してきた。特に高齢者の退職後の資産、家賃収入として購入することを推奨している。この公団住宅を外国人が購入することはできない。

2010年6月末時点の統計によると、シンガポール国民とPR取得者を合わせた居住者人口377万人のうち、82%に当たる311万人が公団住宅に居住している。

土地付き一軒家と民間高層住宅は民間の開発事業者により開発され、分譲販売されている。近年、住宅不動産の価格高騰により、一戸当たりの購入額は3ベッドルームで100万Sドルが最低ラインとなっており、必然的に土地付き一軒家と民間高層住宅に居住する世帯は富裕層とすることができる。なお、土地付き一軒家については外国人が原則として所有することはできない。例外的に外国人にも所有が認められたセントーサ島にある高級住宅地「セントーサ・コーブ」では一戸当たり1,000万~3,400万Sドルという価格帯で外国人の富裕層が購入しているとみられる。

③公共交通機関

シンガポールは公共交通機関が発達している国である。一般の通勤手段としては、公共交通バスと公共の電車であるMRTがある。シンガポールにバス会社は2社あり、300以上の路線がシンガポール国内を走っている。このように路線数も多く、またラッシュ時など交通量が多い時間帯には、バス専用路線は他の車は走行してはならないという規制もあり、ラッシュ時にはタクシーを利用するより早く目的地に到着する場合もある。利用者にとって大変便利な交通機関となっている。

またMRTに関しては、既存の路線以外に、現在も複数の路線が続々と建設されており、ネットワークが拡大すれば、さらにMRTの利便性は向上するであろう。（MRT路線図 将来像参照）

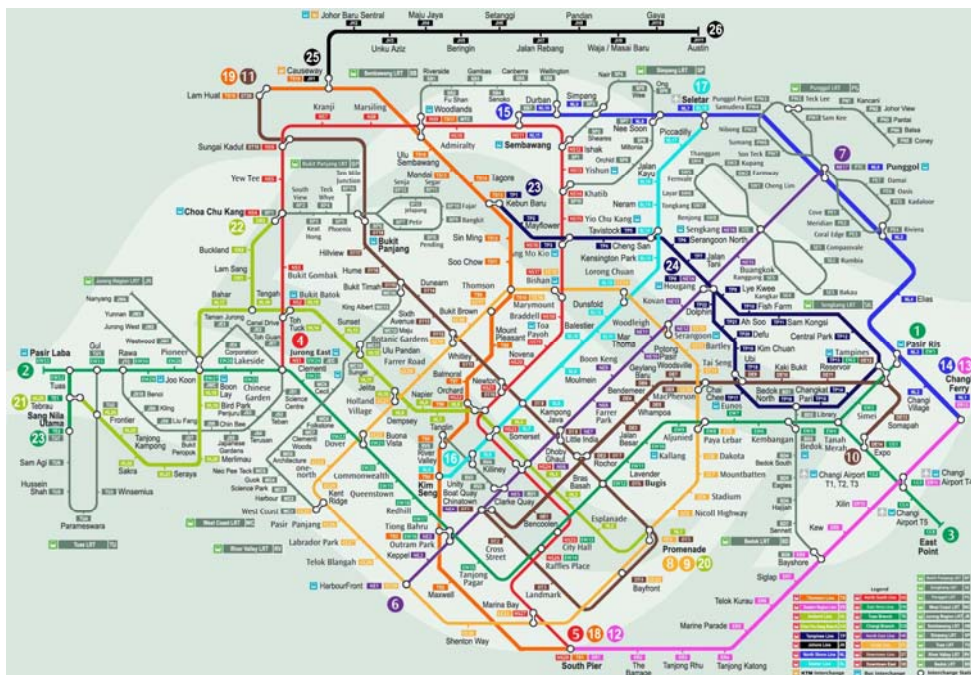
タクシーも非常に便利な交通手段の一つである。初乗りは3.2~3.9Sドル（約270円~360円）と日本のタクシー料金と比較して非常に安価に設定されている。その後400m当たり0.22Sドルの追加料金が加

算される。シンガポールの最東端から最西端まで、ピーク時間のサーチャージなどを入れても 40S ドル程度で移動できるため、気軽に利用できる交通手段となっている。

MRT 路線図 (2014年)



MRT 路線図 将来像



④治安

(a) 犯罪発生件数と傾向

シンガポールは、厳格な政府の安全管理体制のもと、日本と同程度に治安もよい国である。日本人にとっては、大変住みやすい国といえよう。

もっとも、他国と比較すればシンガポールの治安は良好に保たれていると言えるが、日本と同様の感覚が通用しない事もあり、その点留意する必要がある。

過去10年間の犯罪認知件数の状況を見ると、2005年に一時増加したが、2006年以降は、ほぼ横ばいで推移している。人口が増加し続けていることを考慮すれば、人口10万人当たりの犯罪発生件数（犯罪発生率）は減少傾向にあるといえる。

2013年中の犯罪発生率は549件で、過去10年で最も低いものとなった。この549という数値は、他国と比較してもかなり低い数値となっている。（日本における2012年の犯罪発生率は1,580件である⁶。）

このように、犯罪統計上、シンガポールの治安は良好な状態が保たれているが、このことが決してシンガポールにおいて犯罪被害に遭わないということではない。被害を未然に防止するためにも、防犯に対する危機管理は日本と同程度には行うよう注意する必要がある。

<グラフ3> 過去10年の犯罪人地検数及び犯罪発生率の推移



出典：シンガポール警察

シンガポール警察の発表によると、2014年の犯罪件数は、住居侵入、窃盗その他関連する犯罪は減少がみられたものの、インターネット販売など

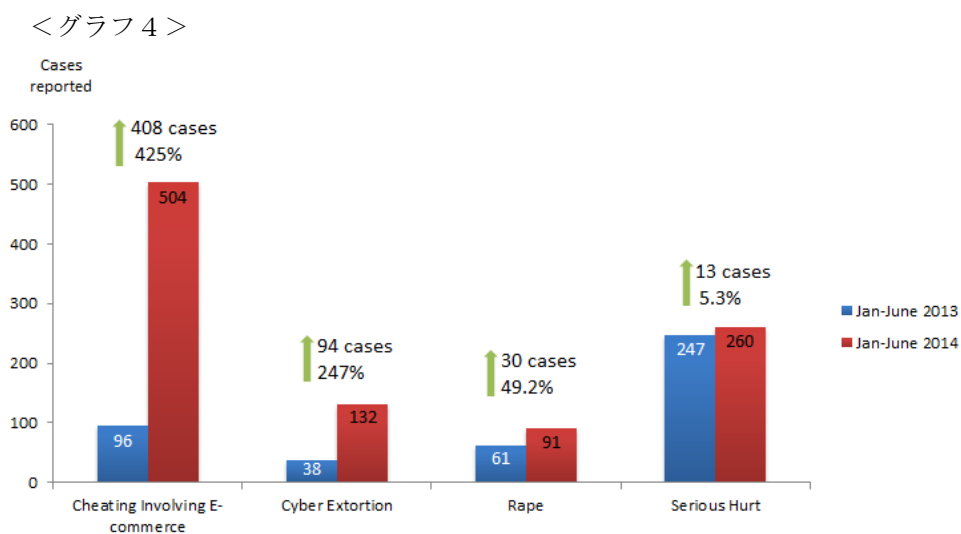
⁶ 法務省平成25年版犯罪白書

における詐欺罪、恐喝罪の犯罪件数が増加した。その結果、全体の犯罪件数は213件増加し（1.4%増）、前年の15,006件に比較し、15,219件となった。

イギリスの統計によると、シンガポールは世界で2番目に殺人が少ない国であり、2011年には人口510万人の同国において、わずか16人が殺害されたのみであった⁷。その理由は簡単で、シンガポールにおいては軽微な犯罪・禁止行為も含めて、厳格に法律で規制されており、またその刑罰も非常に厳しいためである。

かように、重大犯罪件数が特に少ない同国において、発生件数が多い犯罪は、窃盗罪、詐欺罪などである。シンガポール警察は、得に注意を要する犯罪行為として、以下の4つをあげている。

- (a)インターネット販売による詐欺行為
- (b)ネット上での恐喝行為
- (c)重篤な傷害行為
- (d)強姦



(出典) シンガポール警察

上記グラフ4からも明らかな通り、インターネット関連の詐欺が、2013年と比較して、2014年には408件増（+425%）と急激な増加を見せている。また、インターネット上のチャットサイト等を通じて知り合った相手からの恐喝被害も増加しており、シンガポール警察はこれらの犯罪について注意を呼びかけている。

⁷ Why does Singapore top so many tables? 2013年10月24日
<http://www.bbc.com/news/world-asia-24428567>

また、驚くべき事に、シンガポールの性犯罪発生率は日本以上となっており、女性、子供は十分な注意が必要である。最近では、若年者に対する性犯罪被害が増加傾向にある。犯人は顔見知りのケースが多く、知人、使用人、出入り業者といえども油断は禁物である。

(b) 厳格な刑罰とシンガポール特有の刑罰

・ 麻薬関連犯罪

シンガポール政府は麻薬関連犯罪に対しては、死刑を含めた処罰を行うなど、非常に厳しい方針を取っている。

15g以上のヘロイン、30g以上のモルヒネ、250g以上の覚せい剤、500g以上の大麻等の所持・密売・密輸に対しては、原則、死刑が適用される。また、麻薬を所持している場合は「疑わしきは罰せず」の例外として、所持人自身が自らの潔白を証明できない限り、有罪と認定される。

2005年末には、麻薬密輸に関与したオーストラリア人の死刑が執行された。

こうした厳格な法律にもかかわらず、薬物乱用者の逮捕者数は、若者を中心に近年増加傾向にある。興味本位で薬物に手を出したり、素性を知らない者からの荷物を預かり、知らないうちに運び屋に仕立てられるようなことにならないよう十分に注意する必要がある。

・ 銃器使用

銃器の取締りも大変厳しく、強盗等の一定の犯罪でけん銃を発砲した場合は自動的に死刑が適用されるほどである。このような銃器に対する政府の厳しい対応もあり、銃器を使用した殺人事件や強盗事件がシンガポールで発生することはほとんどない。

・ 「むち打ちの刑」、「裁判なしの監獄への収監」

凶器を使用した傷害、恐喝、集団暴行、器物損壊、密入国等、国家の治安上の脅威と認識する特定の罪を犯した者に対して、懲役刑と併せてむち打ちの刑が処せられることがある。（50歳以上の高齢者と女性は免除）

また、国家の治安対策上必要と認められた場合は、一定の手続きを経て、組織犯罪構成員や麻薬の常習密売人等を、司法裁判制度の枠外で一定の期間

監獄に収監する、又は当局による監視下に置くことも法律により認められている。

(c) 数多い禁止行為の存在

シンガポールでは、政府の厳しい衛生管理、安全管理政策のもと、ゴミのポイ捨て禁止、販売目的のチューインガムの国内持込み禁止など、シンガポール特有の禁止行為が数多く存在する。日本では存在しない禁止行為も多くあるため、これらの禁止行為を知らないがために、罰則を科されてしまったりする邦人もいる。こういった禁止行為があるのかにつき認知し、日常の行動においても十分に注意する必要がある。

表 2：シンガポールにおける禁止行為

禁止行為	刑罰
落書き、ビラ貼り	2,000 ドル以下の罰金又は 3 年以下の禁固及び 3~8 回のむち打ち
タン、つばの吐き捨て	初犯は 1,000 ドル以下の罰金、2 回目は 2,000 ドル以下の罰金、公共場所の清掃作業
タバコやゴミの投げ捨て	初犯は 1,000 ドル以下の罰金、2 回目は 2,000 ドル以下の罰金、公共場所の清掃作業
MRT 内での飲食	500 ドル以下の罰金
蚊の発生を防止しなかった場合	初犯 10,000 ドル以下の罰金又は 6 ヶ月以下の禁固若しくはその両方
禁煙区域で喫煙をした場合	最大 1,000 ドル以下の罰金
水洗トイレの水を流さない	初回は 1000 ドル以下、2 回目は 2000 ドル以下、3 回目以降は 5000 ドル以下の罰金

⑤政府の公衆衛生対策

(a) アルコール、たばこへの規制

シンガポール政府は、国民の健康を損なうという理由で、タバコやアルコールといった嗜好品に対しては法律で厳しい規制を設けている。アルコール類やタバコには高い税金が課されており、酒類はアルコール度数が上がるほど税率が上がる。

そのため、ビールなど比較的アルコール度数の低いものの価格は日本と比較しても大きく変わらないが、アルコール度数が高いものは、価格もあがっていくため、シンガポールではアルコール類が非常に高額な印象を受ける。

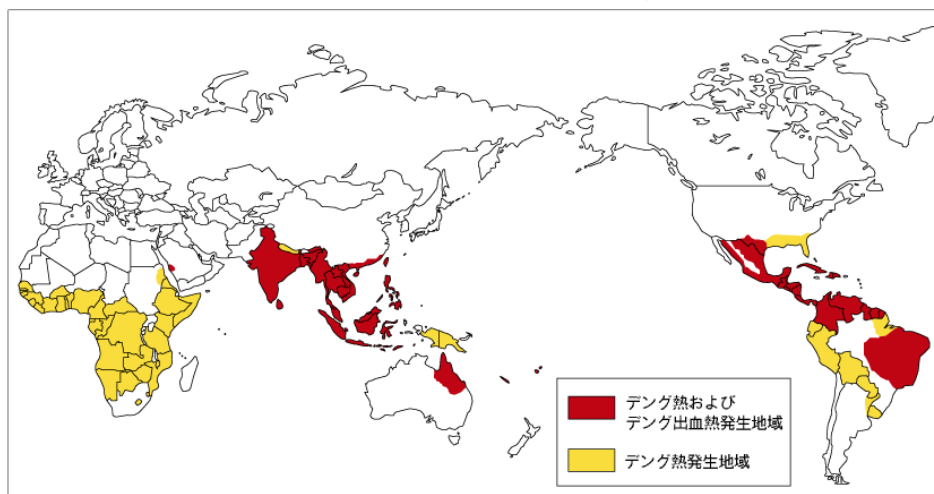
また、タバコに課税される税金も高く、シンガポールにおけるタバコの販売金額は1箱14Sドルと、日本の2倍以上の価格である。

タバコの国外からの持ち込みにも厳しく、申告と同時に税金を払わなければならない。税額は1本につき35.2セントで、さらに7%のGST（消費税）も加算される。もし申告をせずに持ち込みをしようとした場合、初犯であれば1箱辺り200Sドル、再犯や悪質なケースの場合は、最高で5,000Sドルの罰金が課される。また、税金を支払った場合も、タバコを吸う際に税金を支払った際のレシートを持ち歩かないと、1箱（20本）につき、500Sドルの罰金が課せられることがある。

(b) デング熱対策

シンガポールの公衆衛生管理において、特筆すべきことの一つは、このデング熱対策であろう。デング熱は、2014年、日本国内においても70年ぶりに感染者の発生が報告され、その名を広く日本人にも認知されるに至ったが、もともとは、熱帯・亜熱帯地域を中心に発生する、蚊を媒介した感染症である。特に東南アジア、南アジア、中南米、カリブ海諸国を中心に発症し、その他、アフリカ・オーストラリア・中国・台湾においても発症がみられる。全世界では年間約1億人がデング熱を発症し、約25万人がデング出血熱を発症すると推定されている。

図1. デング熱・デング出血熱の発生地域（WHO, CDC資料より作製）



シンガポール政府は、このデング熱の感染拡大防止のため、国をあげてこのデング熱ウィルスを媒介する蚊の駆除を定期的に行っている。具体的には、

週に1～2回、駆除剤の散布を法律によって義務づけている。蚊の発生しやすい草木の多い場所などで、駆除剤散布による白い煙が頻繁に見られる。かかる政策が功を奏し、シンガポールでは、他の東南アジアの国と比べ圧倒的に蚊が少ない。日本における蚊の発生しやすい季節と比較しても、相当少ないという印象である。

また、一般家庭においても、蚊の発生しやすい環境（水たまりの放置など）を作り出さないよう法律で規制されており⁸、シンガポール環境庁（**National Environment Agency**、以下「NEA」という。）が、一般家庭を抜き打ち訪問するなどして、蚊の発生に対する厳しい取り締まりが日常的に行われている。

デング熱の症状は、3～15日（通常5～6日）の潜伏期を経て、突然の発熱で始まる。38～40度程度の熱が5～7日間続き、激しい頭痛、眼窩後部痛、関節痛、筋肉痛、発疹（風疹と同じような小さな紅斑で、かゆみや痛みはない）を伴う。通常、症状が現れてから自然軽快するまでの期間は7日間前後である。なお、特別な治療を行わなくても重症に至らない場合が多く、死亡率は1パーセント以下であると言われている。

このようにデング熱自体は、それほど重篤な感染症ではないが、時折、デング出血熱という重篤な病気に至ることがある。デング出血熱は、口や鼻等の粘膜からの出血を伴い、死亡率の低いデング熱と異なって、通常でも10パーセント前後、適切な手当がなされない場合には、40～50パーセントが死亡すると言われている。出血熱は発熱して2～7日してから発症することが多いようであるが、デング熱にかかった患者がデング出血熱を発症するかどうかは事前に予測ができない。（大人よりも小児に多発する傾向がある）いずれにしても、感染が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診する必要がある⁹。

(C) 大気汚染

⁸ 違反した場合には罰則が規定されている

⁹ 問い合わせ先

○シンガポール政府公式 HP(Campaign against Dengue)

直通 Hotline: 1800-X-DENGUE (1800-933 6483) Email: dengue@nea.gov.sg

○在シンガポール日本国大使館

代表:6235-8855

(参考情報)

○Campaign against Dengue(シンガポール政府公式 HP(英語)) <http://www.dengue.gov.sg/>

○FORTH/厚生労働省検疫所「デング熱」

<http://www.forth.go.jp/useful/infectious/name/name33.html>

○国立感染症研究所「デングウイルス感染症情報」

<http://www0.nih.go.jp/vir1/NVL/dengue.htm>

シンガポールにおける大気汚染物質の排出源は、主に工場等から発生源と自動車等の排気ガスである。政府の厳格な管理体制のもと、シンガポールの大気は非常に良好に管理されている。

まず、シンガポール政府は、綿密な土地利用計画とそれに基づく独特な工場立地政策を実施している。大気汚染の原因となる大規模な工場などは、ジュロン工業団地や、沖合の埋め立て地に限定し、発生する大気汚染による居住地域への影響を政策的に回避している。また、個別の工場に対する大気汚染対策の徹底や低環境負荷型燃料使用の義務づけを行うことが大きな効果をあげている。

一方、自動車の排気ガスに対しては、EU の自動車排ガス規制を利用した厳しい単体規制を実施している。これに加え、先述の COE 制度による自動車総数の制限、ロードプライシング制度の導入による自動車走行量の抑制が、間接的に一定の効果を上げている。

・ ヘイズ (Haze)

ヘイズ (Haze) とは、特にスマトラ島で大規模に森林を焼くことによって生じた煙が、モンスーンに乗って、シンガポール及びマレー半島の一部に流れもたらされる煙害のことをいう。シンガポールに来た日本人は、このヘイズによって、継続的な咳に悩まされるなど健康を損なう者もおり、シンガポールならではの健康障害といえる。このヘイズによる健康障害の度合い（濃度）を、シンガポール環境庁が、PSI (Pollutant Standards Index) という数値を用いて発表している。

PSI は、人体に有害といわれる物質である二酸化炭素や、PM10、PM2.5 などの6種類の物質の濃度を基に計算される数値のことである¹⁰。

2013年6月には、深刻なヘイズ被害が発生し、同年6月21日にはシンガポールにおける観測史上最高値である401を観測した。

例年、5月～10月のモンスーンが吹く時期に観測される¹¹。

¹⁰ シンガポール環境庁は、2013年（6月以降）は、PSI とともに PM2.5 を併用し、ヘイズ被害を示していたが、2014年5月以降は、PSI に PM2.5 の濃度も盛り込み、新指数として使用している。

¹¹ (照会先)

○ PSI 濃度 (国家環境庁(NEA)HP 内)

<http://www.nea.gov.sg/psi/>

○ Haze 濃度基準(国家環境庁(NEA)HP 内 Health Advisories based on PSI)

<http://app2.nea.gov.sg/> トップページ“Latest Highlights”参照

○ Haze Map(気象庁(MSS)HP)

http://www.weather.gov.sg/wip/c/portal/layout?p_l_id=PUB.1003.538

○ Haze(ヘイズ)中に含まれる PM2.5 の対策について(大使館 HP 内)

[http://www.sg.emb-japan.go.jp/health_haze_4jul2013\(PM2-5\)_j.pdf](http://www.sg.emb-japan.go.jp/health_haze_4jul2013(PM2-5)_j.pdf)

○ 日本の環境基準(環境 HP 内)

PSI の数値	健康被害状況
50 以下	(良好 : GOOD) 一般的に影響なし
100 以下	(適度 : Moderate) 一般的に影響なし
101 ~ 200	(不健康 : Unhealthy) 一般的な人は、継続的または激しい屋外活動を極力控えること。子供、高齢者は、継続的な屋外活動を極力控えること。心肺に関係する持病のある人は、屋外活動を極力避け、屋外活動が必要な場合は、マスクを着用すること。
201 ~ 300	(非常に不健康 : Very Unhealthy) 一般的な人は、継続的または激しい屋外活動を極力避け、屋外活動が必要な場合は マスクを着用すること。子供、高齢者、心肺に関係する持病のある人は、屋外活動を極力避け、屋外活動が必要な場合は、マスクを着用すること。
301 超	(危険 : Dangerous) 一般的な人は、屋外活動を極力控え、屋外活動が必要な場合は、マスクを着用すること。子ども、高齢者、心肺に関係する持病のある人は、屋外活動を極力避け、屋外活動が必要な場合には、マスクを着用すること。

表 3 : PSI 数値による健康被害

NEA ウェブサイトより作成

(d)水質管理

シンガポールは、もともと国土の狭い島国であることから水資源は貴重であり、国民の水質環境への関心も高い。

産業排水規制ときめ細かな水質モニタリングの実施、下水道整備の進展などによって、シンガポールの河川や貯水池などの公共用水域の水質レベルは良好に保たれている。

シンガポールの水の供給は、およそ半分を国内に点在する貯水池といくつかの河川からの取水によってまかない、残り半分を隣国マレーシアから購入する原水に頼っている。しかし、このマレーシアとの長期にわたる水購入契約が 2011 年に一部終了したため、マレーシアに依存しない国内での水資源確保が急務となっている。

<http://www.env.go.jp/kijun/taiki.html>

○日本の PM2.5 対策(環境省 HP 内 PM2.5 に関する Q&A あり)

<http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html>

シンガポール政府は、貯水池の増設、雨水貯留施設の建設、最新技術の導入による海水の淡水化や排水の再処理などによって新たな水資源を開発し、水の自給体制づくりに取り組んでいる。その一環として 2003 年 2 月からは、下水処理水を膜処理した「ニューウォーター (NEWater)」と呼ばれる再生水を水道水に混ぜ始めている。こうした背景の中、既存の貴重な水源である貯水池をはじめとする公共水域の良好な水質の維持は、ますます重要となっている。

(e) 騒音対策

シンガポールに騒音公害 (Noise Pollution) に関するコントロールは、NEA が行っている。

シンガポールでは環境負荷の大きさや業種などを勘案して工場の立地が決められている。そのため、化学プラント工場などが立地する大規模な工業団地では騒音が問題となることは少ないが、住居地域や商業地域などに隣接する軽工業などの業種では、騒音公害が指摘されることがある。

いずれにしても、苦情があった場合などには騒音測定を行い、工場騒音が上限値を超えている場合は、工場に対して騒音対策の実施や騒音の発生源になっている機械装置の修理・調整などが命じられる。それでも改善がみられない場合は他の環境違反と同様、操業停止や罰金などのペナルティーが定められている。

特に住宅地域と隣接するような中小規模の工場では騒音規制に留意する必要がある。

(f) その他伝染病予防

シンガポールは、既に述べたとおり、政府の各種取り締まりも厳しく、公衆衛生、伝染病の防止などの意識も非常に高い。

その一環として、シンガポール政府は正規の外国人労働者には、入国後すぐに HIV 検査と結核検査を行うことを義務づけており、諸外国から持ち込まれる伝染病の管理・予防対策を行っている。

しかし、シンガポールは海外からの観光客、外国人労働者などの外国人の出入りが多い国でもある。特に職を求めての近隣諸国からの外国人労働者の流入は合法、違法を問わず多い。当然のことながら、不法就労者や観光客については、このような管理は行われていないため、HIV、結核に限らず様々な感染症が持ち込まれる危険が存在する。

1985年に初めて HIV 患者の報告があったから、HIV 感染者の数は年々増加している。2013年の新たな感染者の報告は454人でそのうち94%にあたる428人は男性である。これによりシンガポール居住者の HIV 感染者の合計は、6,229人となり、そのうち死亡者は1,671人となった¹²。

⑥シンガポールの教育制度

先述のとおり、天然資源に乏しいシンガポールは、人材こそが最大の資源であるとの考えから、教育水準は非常に高い。シンガポール政府は優秀な人材を育成するために能力主義型の学校教育制度を導入し、世界でもトップクラスの教育水準を維持している。2013年のシンガポールの識字率は97%にも達する。

教育省（Ministry of Education、以下「MOE」という。）が公立校（Government School）、政府補助校（Government-aided School）の管理運営に対する監督や私立学校設置等の認可等を行いながら、シンガポールの教育政策を推進している。MOE のウェブサイトには、同国内にある幼稚園から大学までの情報、アドミッションに関する条件などシンガポール国内の教育に関する詳細な情報を国民に提供しており、政府、国民双方の教育熱が非常に高い事が伺える。

同国の教育体制における一般的な進路は、初等教育（6年間）、中等教育（4～5年間）、ジュニアカレッジ（2年間）から大学（3～4年間）というコースと、初等教育、中等教育の後、技術専門学校（3年間）、または職業訓練専門学校（1～2年間）というコースである。

シンガポール市民は年々高学歴化しており、2012年の年代別学歴は、25歳から34歳では大卒以上が49.3%、ディプロマや高度専門技能修了書保持者は24.7%となっている¹³。

また、シンガポール政府の積極的な誘致政策を背景に、EDB は2002年以降、欧州や米国、日本など諸外国から海外有名校の誘致を行ってきた。留学生を中心とした需要を満たすために、これら外国の教育機関は、シンガポールの公立または私立学校とともに、留学生に対して中等教育から大学レベルの高等教育に至るまでの多様なコースを提供するほか、経営学修士（MBA）などのビジネスからホテル経営、アニメーション、食文化に至るまで多彩な専門コースが提供されている。

¹² Ministry of Health データ

¹³ シンガポール統計局

2. シンガポール経済の動向

(1) シンガポール経済発展の歴史

シンガポールの初代首相となったリー・クァンユーは、小国の生き残りのため、経済発展を最高かつ唯一の国家目標とする開発至上主義を政府の政策として打ち出した。

天然資源に乏しいシンガポールは、外国資本の導入による発展の道を選択するしかなく、海外からの投資環境を整えるための社会の安定化に力を注いだ。1960年代、資源も細く、戦後の人口増を賄うだけの国力がなかったシンガポールは、これまでの貿易型の産業構造の改良に取り掛かる。それが輸出をメインとする工業化である。重化学工業地帯を作り積極的に外資系企業を誘致し始めた。シンガポールの地の利を生かし、アジアや中東、ヨーロッパとの交易機能を果たし、輸出によって高度成長を迎えるようになった。

1990年代には製造業から化学、エレクトロニクス、エンジニアリングといった新しい主要産業に重点を移し、強化した。また、これらの主要産業での主導的立場を利用して、医薬品、バイオテクノロジー、医療技術産業を含むバイオメディカル・サイエンス分野の育成を開始した。

またシンガポールは、東南アジアにおける金融のハブとしても発展を遂げた。イギリスの植民地時代から銀行業や保険業が発達していたことに加え、1970年代以降、欧米や日本の金融資本が、東南アジア進出の拠点としてシンガポールに支店を置いたことなどが主因である。

(2) GDP

シンガポールの2012年のGDPは総額3,456Sドルであり、埼玉県より大きく神奈川県より小さい程度である。

シンガポールは輸出や貿易に重点を置いた高度に発達した自由市場経済である。小さな国内市場と貿易への依存にも関わらず、シンガポールは2000年以降平均6.1%という力強い成長を維持しており、2012年の一人当たりのGDPは65,048Sドル(US\$52,051)と世界で最も高い国の一つとなっている。2000年時点では、シンガポールの一人当たりGDPは2.3万USドルであったことを考えると、約10年で2倍に増加したことになる。

かかる強固な経済情勢は主に製造業、卸・小売業、ビジネスサービス、そして金融・保険という4つの分野が牽引している。これら4つの分野が、2012年のGDPのうち、実に64%以上を占めている。

(3) 投資

海外からの直接投資（FDI）は直接株式投資と海外投資家からの純貸付からなる。シンガポールへの直接投資は、2010年の6,186億Sドルから6.7%増加し、2011年終わりには6,720億Sドルとなった。

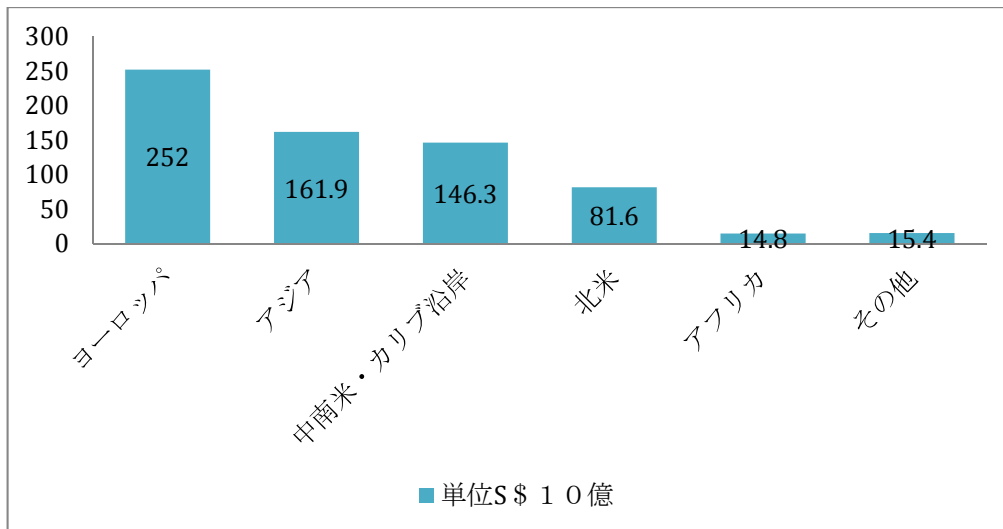
表4：業種別直接投資

金融・保険サービス業への直接投資			
	2011(10 億)	2012(10 億)	% of 2012
金融・保険サービス	295.4	359.6	100.0
投資ホールディングス	249.0	305.6	85.0
銀行	14.4	17.0	4.7
保険サービス	7.8	10.8	3.0
製造業への直接投資			
	2011 (10 億)	2012 (10 億)	% of 2012
製造業	142.1	128.5	100.0
製薬品	44.5	28.5	22.2
コンピュータ、エレクトロニクス、光学製品	42.0	41.2	32.0
石油精製品	20.6	21.2	16.5
化学・化学関連製品	9.3	9.7	7.5
機械・設備	9.6	9.9	7.7

シンガポール統計局データ（2012 年末現在）

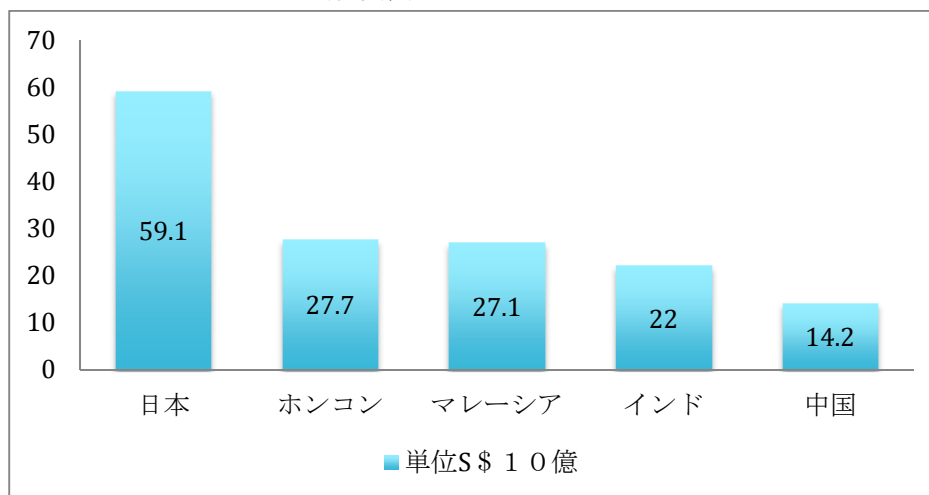
また地域別海外直接投資内訳は、ヨーロッパとアジアがシンガポールの海外直接投資の最大の貢献者となっている。ヨーロッパの主な投資国には、オランダ、英国、アジアの主な投資国は日本、インド、香港、マレーシア、中国が含まれる。中でも日本の投資額が2位のホンコンの2倍以上の額となっており、日本がシンガポールにとって大きな投資相手国であることがわかる。

<グラフ5> 主要な投資国



シンガポール統計局データより作成

<グラフ6>アジアの主要投資国



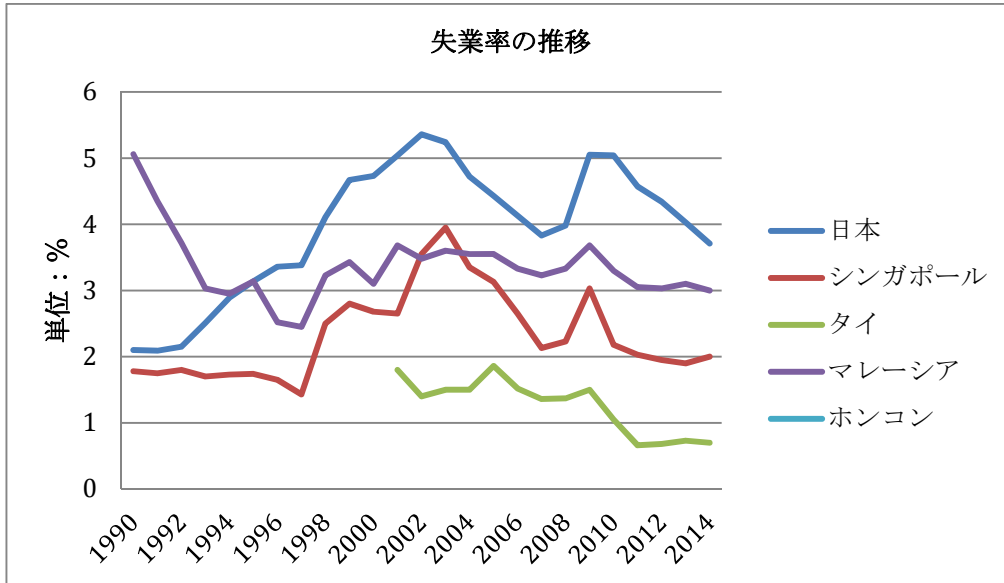
シンガポール統計局データより作成

(4) 失業率

シンガポールの失業率は、日本よりも低い水準で推移している。

シンガポールの失業率は、政府の労働政策が奏功し、低い数値で推移していたが、2003年には前年より中国を発端に巻き起こったSARSの影響により4.0%にまで上昇した。その後は順調に回復し、2%台にまで下げたものの、2009年には世界的に影響を受けたリーマンショックが原因で3.0%まで跳ね上がっている。しかしながら、翌年には2.2%にまで下げ、その後も2年続けて2.0%を維持し、2013年には1%台にまで下げた。

＜グラフ7＞失業率の推移



MOM データより作成

(5) 税制

シンガポール法人税率は、2001年には25.5%であったが、段階的に引き下げられ、現在は17%となっている。繰越欠損金（ある事業年度の損失額を将来の所得と相殺できる制度）が原則として期限に制限なく認められることなどから、実効税率はさらに低くなる傾向にある。

アジア主要国の中では、香港（16.5%）に次いで低い法人税率となっている。東南アジア周辺国では、タイが2012年からそれまでの30%から23%へと大きく税率を下げ、さらに2013年からは20%にまで引き下げた結果、東南アジア諸国の中ではシンガポールとの差を縮めている。

	法人税率
香港	16.5%
シンガポール	17.0%
タイ	20%
韓国	22%
ベトナム	22% (2016年から20%)

表5：シンガポールの法人税率の推移

表6：アジア主要国の法人税率の比較

	法人税率
2001年	25.5%
2002年	24.5%
2003年	22%
2005年	20%
2008年	18%
2010年	17%

中国	25%
マレーシア	25% (2016年から24%)
インドネシア	25%
フィリピン	30%
豪州	30%
インド	32.445%

シンガポール経済開発庁（以下、「EDB」という。）は、シンガポールのビジネスのハブとしての地位の向上を図り、国内経済の発展を図る目的のもと、主に企業を対象として下記のような様々なタックス・インセンティブを設けている。

表7：タックス・インセンティブ

制度	概要
開発・拡張インセンティブ (DEI)	新規プロジェクトの実施、事業拡張を行った会社を対象に適格業務に対して軽減税率を適用
国際/地域統括本部アワード (IHQ/RHQ)	グローバルの統括拠点、アジア地域の統括拠点をシンガポールに置く会社を対象に適格所得に対して軽減税率を適用
パイオニア・インセンティブ	特定製品の製造の奨励、特定サービスの発展を目的として、適格業務に対して軽減税率を適用
土地集約化に関する税務上の減価償却 (LIA)	一定区域に産業用建物を取得する場合、建築費用等の支出を税務上の減価償却として認定
総合投資控除(IIA)	シンガポール国外に設置する生産設備のために発生した適格資本支出に対して、投資の一定割合の控除が可能
財務統括拠点(FTC)インセンティブ	シンガポールの財務統括拠点を対象に適格サービス・業務から生じるフィー、金利、配当、インカム・ゲインに対して軽減税率を適用

航空機リース・スキーム	シンガポールにおける航空機リース事業から得られる収入に対して軽減税率を適用
リサーチ・インセンティブ・スキーム (RISC)	テクノロジーの戦略分野における研究開発拠点の設置に対する補助金助成
ニュー・テクノロジー・イニシアティブ (INTECH)	新たなテクノロジー、産業 R&D、専門的ノウハウの能力開発のための補助金助成
土地の生産性向上に対する助成 (LPG)	国内外のリロケーションを通じて土地利用の効率化を図る会社に対する補助金助成

その他非常に魅力的な優遇税制制度として、シンガポールの法定機関、IE Singapore が実施する、グローバル・トレーダー・プログラム（以下、「GTP」という。）がある。

この GTP は、石油製品、石油化学製品、農産物、金属、電子部品、建築資材、消費財などの国際貿易に携わる会社でシンガポールをオフショア貿易活動の拠点として位置付け、経営管理、投資・市場開拓、財務管理、物流管理の機能を有する会社は、認定されると特定商品の オフショア貿易による収益に対して 5%または 10% の軽減法人税率が適用されることとなる。

第三. 現地における日系企業の活動の実情

1. 日系企業進出の動向

シンガポールにおける現在の日系企業数は、シンガポール日本商工会議所（以下、「JCCI」という。）に登録している数だけで 803 社となっている¹⁴。JCCI 発足年の 1969 年当時は、進出日系企業数は、80 社ほどであった。その後、日系企業のシンガポール進出の増加とともに、企業登録数も順調に増加してきた。2012 年には 745 社、2013 年では 764 社と 19 社の増加数であったが、2013 年から 2014 年の 1 年で 39 社と大きな増加を見せている。

JCCI に登録している企業はその 7～8 割が、比較的規模の大きな企業が占めており、中小企業数は 200 社ほどとなっている。これに加えて、JCCI に登録していないものの、シンガポールに進出している中小企業やベンチャー

¹⁴ 2014 年 9 月

企業数は、一説によると3000社にのぼるとも言われている。シンガポールに進出を試みた企業のすべてが、現地に定着するとも限らず、進出をあきらめて撤退する企業も相当数ある。そのため、シンガポール現地の日系企業数の正確な総数を把握するのは困難であるが、商工会議所に登録している企業数よりは、はるかに多くの日系企業がシンガポールにすでに進出しているものと推察される。（EDB発行の経済・投資ニュースによると、シンガポールの日系企業数は3000社以上と記されている。2013年7月発行。）

2. シンガポールの優位性

シンガポールは、ここ数年、常にビジネスを行いやすい国の上位にランキングしている。シンガポール政府の外国企業の積極的な誘致政策、東南アジア周辺国の経済発展が著しいことなども相まって、多くの日系企業も進出を行っている。2013年の第2四半期だけでも、16,027社の新しい企業がシンガポールに設立された。これは直前の四半期から13.22%の増加しており、2012年の第2四半期からは10.68%も高い数値となっている。これらの新企業の34%は、外国株主を持ち、外国人持ち株比率が100%の新企業も1,603社含んでおり、外国企業が次々と設立されていることを端的に示している。

では具体的に、シンガポールでビジネスを行うにあたって、いかなる優位性があるのかについて、以下詳述する。

(1) 周辺国へのアクセス

シンガポールは、東南アジアの中心に位置し周辺国へのアクセスが非常に容易である。

シンガポール港は太平洋とインド洋を結ぶマラッカ海峡に接し、世界123か国、600カ所の港と結ばれている世界最大級の港である。

また24時間空港であるチャンギ国際空港では100社以上の航空会社が60か国200都市以上に就航しており、週あたり6,100便を運航している。シンガポールから東南アジア各国の首都へ3.5時間以内にアクセスが可能であり、また、インド、中国などアジアの主要都市（エリア内の人口は30億人規模）についても、6時間以内でアクセスできる。また日本からも6～7時間での移動が可能である。

かかる「地の利の良さ」がシンガポール国内でのビジネスのみならず、周辺東南アジア諸国やオセアニア地域などを見据えた統括拠点の設置国として注目されている理由の一つである。

(2) 公用語が英語

シンガポールは、英語を公用語としている。そのため、日本人にとってなじみのない現地語によってのやり取りや文書の作成の必要性もなく、この点も非常にビジネスを行い易い点の一つと言える。

(3) 税制面の優遇

上述のとおり、シンガポールでは段階的に法人税が引き下げられた結果、現在の法人税率は17%と、日本と比較してかなり低い値となっている。その他、キャピタルゲインと受取配当金は原則非課税とされ、EDB その他政府機関が行っている各種税制優遇もあり、条件さえ満たせば法人税率が5%となるGPT制度など、日本でビジネスを行うより税制面の優位性は非常に大きいとの印象がある。

(4) 政治が安定している、汚職が少ない

シンガポールは、東南アジア周辺諸国と比較しても非常に政治が安定している。

また、汚職も少ない非常にクリーンな国であるという特徴も有する。トランスペラランシー・インターナショナルにより公表されている、腐敗認識指数CPI (Corruption Perceptions Index)¹⁵を用いた、同ランキングでは世界第5位となっている。周辺国において慣例として未だ根強くあるような、いわゆる「袖の下」を用意しなければならないような文化もない。

かかる点がシンガポールでビジネスを展開することを非常に容易にする点となっていることは間違いない。

(5) インフラの整備

シンガポール政府は、金融、貿易、知的財産、通信、バイオテクノロジーや医療など、幅広い分野でのインフラ整備を進め、外資の進出を歓迎している。

¹⁵ 認識された汚職のレベルに基づき、世界中の各国についてスコア及びランクを付けている。CPIスコアは100(極めて清廉)から0(汚職率が高い)までとされており、2013年には、CPIはこのスコアに基づき、177カ国をランク付けしている。

さらにかかるビジネスインフラの整備ももちろんのこと、生活環境としてのインフラ整備が行き届いていることも大きな評価を受けている。

(6) 優秀な人材

既に述べた通り、シンガポールの教育水準は非常に高く、シンガポール人の能力は非常に高い。また、ワーキングスタイルに関しても、日本人ほど長時間働くということはないものの、それほど大きく異なることはない。

しかし、以下に詳述するが、シンガポール人は転職によるキャリアアップを考える者が多く、優秀な人材が他社へ簡単に流出してしまったり、また近年のシンガポールの詰め込み教育の影響からストレス耐性に弱い若者が多いとの意見もあり、「せっかく育ててもすぐに辞めてしまう」など人事上の問題点が全くないわけではない。

(7) 治安がいい

シンガポールにおける在留邦人のほとんどは、企業から派遣されるいわゆる「駐在員」であり、これらの駐在員の多くは家族を連れて移住してくる場合がほとんどである。そのため、治安が良いシンガポールへは、配偶者や小さな子どもなどの家族と一緒にあっても、大きな不安や抵抗もなく移住する事ができる。中には、シンガポールの周辺東南アジア諸国、例えばインドネシアやインド、ミャンマーなどで就労している者や、これらの国を事業の拠点としている事業者が、配偶者と子どものみは治安のよいシンガポールに居住させているというケースもある。

3. 地域統括拠点として機能¹⁶

(1) 地域統括拠点の設置の急増

シンガポールに本社機能を設置する日系企業の多くは、周辺東南アジア諸国への統括管理機能を果たすことを中心的な目的としている。

地域統括機能を設置した企業は、1990年代には19社のみであったのに対し、2000年代になって同機能を設置した企業は31社にのぼる。特に、2005年以降、地域統括機能を設置する企業が急増し、2005～0

¹⁶ 参考：ジェトロのシンガポール日系企業地域統括機能に関するアンケート調査。

9年には16件、2010～11年にはわずか2年で9件増加した。背景には、アジアに置ける事業展開の重要性が増したことや事業規模が拡大していることなどが寄与していると考えられる。また、地域統括機能を設置した企業の過半数は、その規模を拡大しており、地域統括機能の対象地域拡大や機能拡充などの強化を行っている。

(2) 地域統括機能の今後の方向性

今後における地域統括機能の方向性については、地域統括機能を強化することを考えている企業が多い。地域統括機能を強化すると回答した企業が、新たに地域統括の対象とすることを検討している国・地域は、「東南アジア」が最も多く、「インド・南西アジア」が続いている。

新たに地域統括の対象とすることを検討している機能では、「新規事業、再編、投資の立案」が最も多く、「販売・マーケティング」、「金融・財務・為替」などがその後に続いている。

東南アジア域内に加えて、インド・南西アジアなどシンガポール以西の地域を新たに統括対象地域として検討するとともに、新規事業を立案する機能を強化する方針を持つ企業が目立っている。

4. 日系企業の現地における活動

(1) 日系企業のシンガポール進出の歴史

日系企業が、シンガポールへ進出を始めたのは古くは1800年代と言われている。1965年にマレーシアから独立したシンガポールは、天然資源に乏しいことから、重化学工業地帯を作り、同時期に設立されたEDBが積極的に外資系企業の誘致に力を入れた。かかるシンガポールの工業化を陰で支えたのが、日本の建築技術である。1960年当時には、シンガポール唯一の製油所となるプラント建設で設計監理と技術指導を担当した。1970年代中盤からは、次第に都市部の基盤整備も加速し、都市部の発展を支えるウルパンダン汚水処理場増設や、シンガポールで最初の地下鉄となるMRT107工区などの工事を相次ぎ担当した。

また、1970年代初頭からシンガポールでビジネスを開始した日系通信会社は、同国内の通信インフラの整備に多大な貢献をすると同時に、現在に至るまでグローバル展開する日本企業のサポートも行っている。

1960年前後から、シンガポールへ進出してきた日系企業を取引先とする日系金融機関もシンガポールで業務を開始し、近年のグローバル化、同国の現在の金融ハブ化政策の一端を担っている。

さらに、ここ10年の新たな日系企業の動きとしては、すでにシンガポールでビジネスを行っていた企業が、続々とその統括機能を設置し始めたことであろう。

2000年代半ば以降、大手商社が相次いで地域統括会社を設置し、その後、石油化学メーカーが一部化学品の本社機能をシンガポールに移管する事例、電気機器メーカーが地域統括機能の設置を強化する動きがあった。近年では、食品メーカーがアジア事業展開の強化を目的に、地域統括拠点を設置する事例が目立っている。

(2) 近年の日系企業の活動事例

①統括機能設置事例

表 8

年月	企業名	業種	概要
2006年10月	ブリヂストン	製造	戦略事業ユニット制に移行、各SBUを設けて顧客や市場に近い場所で市場の動向を踏まえて、意思決定と行動の迅速化を図り、地域戦略の最適化を目指すことを目的に設立。
2008年4月	住友商事	商社	地域統括会社「アジア住友商事会社」を設立。シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピンなど計13カ国を所管。
2009年4月	丸紅	商社	東南アジア地域に置ける丸紅グループの広域一体運営の強化を目的に地域統括拠点を設置。域内のマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンの現地法人と化学品事業会社を傘下に。域内での戦略的な企画立案、人材育成、経営管理、内部統制等の強化を図る。
2009年5月	三菱化学	化学	テレフタル酸事業の本社機能をシンガポールに移管。技術に関する本社機能はインド・ハルディア子会社に移管。テレフタル酸の需要地がアジアに集中していることが背景にある。
2010年4月	東芝	電気機器	シンガポールにテレビ事業の地域統括機能を設置。東南アジア地域向けのマーケティング、販売、商品開発を強化することを目的としている。

2010年9月	日通	運輸サービス	アジア・オセアニアの地域組織を「東アジア地域」と「南アジア・オセアニア地域」に改編。香港に「東アジア地域総括」、シンガポールに「南アジア・オセアニア地域総括」を設置。海外売上高に占めるアジア・オセアニアの比率が50%を超え、事業が拡大していることが要因。
2010年9月	日立エレベーター	電気機器	東南アジア、インド、中東での昇降機事業の統括会社を設立。域内の市場動向や顧客ニーズに迅速に対応できる体制を強化することを目的とし、営業・仕様決定、設計、生産・調達支援のためのITプラットフォームの共通化などを推進。また、域内のグローバル人材育成を推進。
2011年2月	キリン	食品	2011年2月に発表した「2011年キリングループ事業方針」において、シンガポールを東南アジア地域統括会社と位置づけ、「権限の付与や資源の投入、現地人材の登用などにより体制を強化し、地域に密着したスピーディな事業運営やシナジー創出を推進するとともに、成長機会の探索や投資判断を行っていく」方針を表明している。
2011年4月	三井化学	化学	高機能エラストマー事業の本社機能をシンガポールに移管することを発表。事業戦略の策定、遂行、収益責任を含めた機能を移管。シンガポールの拠点は同製品の生産・販売量の8割を占めている。
2011年3月	日清食品	食品	アジアでの事業展開を加速するため、アジア戦略本部を設置することを発表。常務取締役がシンガポールに常駐。
2011年4月	HOYA	光学機器	白内障手術用眼内レンズの事業本部を米国からシンガポールに移転。シンガポールでは同レンズを2003年から生産。
2011年8月	サントリー	食品	2011年9月から、シンガポールに地域統括拠点を新設。東南アジアを中心とした食品事業の戦略構築とグループ統括、M&A関連機能を担う。
2011年9月	パナソニック	電気機器	東南アジア地域、およびオーストラリア、ニュージーランドを統括している。2012年上半期に部品・原材料の調達物流本部機能をシンガポールに移転。

2012年2月	富士精油	食品	アジア市場での事業強化を目的に、統括会社を新たに設立。シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンの子会社を統括し、「アジア地域の事業促進、新規事業の企画」、「統括対象会社への業務支援と域内グループ会社連携の推進」を主たる統括業務とする。
2012年8月	楽天	インターネットビジネス	アジアビジネス全体を統括する本部をシンガポールに開設。台湾、タイ、インドネシア、マレーシアなど既に進出済みの市場でインターネットビジネスを一層拡大させていくためのサポート事業、次に自社で立ち上げたベンチャーキャピタルを通じて、東南アジアでのインターネットスタートアップを支援する投資事業、さらにはアジア各市場で異なる消費者動向を的確に把握し、ビジネスの最適化を行うための消費者データの収集および解析事業などを行うことを目的とする。
2012年10月	三菱重工	重化学	シンガポールの現地法人3社の事業を、その1社である MHI Industrial Engineering & Services Private Ltd. (MIES) に承継させ、商号を「Mitsubishi Heavy Industries Engineering & Services Private Ltd. (MIES)」に変更して営業を開始。事業統合・集約は、経営資源の効率化と情報共有による営業機能強化を推進して、当社のグローバル事業展開の強化・加速をはかるのが狙い。
2013年4月	三菱商事	商社	東南アジア 地域全体を見るために、インドネシアのジャカルタから本社機能を移転。
2013年4月	住友化学	化学	アジア圏での事業をさらに拡大するため、またアジア太平洋地域への進出を支援するため、「住友化学アジアパシフィック (SCAP)」をシンガポールに設立。住友化学のアジア太平洋地区に於ける支援統括会社として、人事・法務・経理・情報システムなどの事業支援サービスを提供するとともに、近隣エリアのマーケティングも支援している。
2014年4月	日立	通信	東南アジアにおける市場の変化やニーズの多様化にスピーディーに対応するために、2014年4月1日、シンガポールに Hitachi Infrastructure Systems (Asia) Pte. Ltd. (日立インフラシステムアジア社) を設立、インフラシステム事業の東南アジア地域統括拠点

			としての機能を拡充することで、事業強化を図る。これにより、東南アジアにおいて、顧客や地域にさらに密着した事業活動を展開し、顧客に提供する価値の最大化とグローバルでの競争力を向上させる。
--	--	--	--

シンガポール経済開発庁（EDB）、各社プレスリリース

②人材育成事業

日系企業も含めた企業のグローバル化に伴い、人材面における問題を抱えている企業は多い。

グローバルな教育を受けた優秀な人材ほど海外へ流出し、またキャリアアップを図るべく他の企業へと転職してしまう。下記に詳述するが、特に年功序列による社内の上下関係、日本から派遣される駐在員によって重要なポストを占められている日系企業においては、こうした優秀な人材の流出が人材面における深刻な問題となっている。

また、シンガポールに拠点を置く日系企業は、東南アジア周辺国を含めたビジネスを展開しているため、各国の商習慣、市場の特性などを熟知した人材を確保することが不可欠である。かかる人材を育成、確保する必要性は高い。

さらに、このような東南アジア諸国全体を見据えたビジネスを行うにあたり、言語、文化、慣習、宗教などが異なる多様な従業員を管理できる人材も必要となってくる。

シンガポール政府は、2009年に人材育成ハブ化構想を発表し、2010年1月、グローバル企業の人材育成機関（HCLI）を設置した。

この HCLI の設置は、人材開発省とシンガポール経営大学が共同で進め、経営者を対象としたマネジメントコース（**Singapore Business Leaders Program**）を実施するほか、人材育成関連イベントへの参加や企業経営者円卓会議、ネットワークセッションを通じた業界内の交流推進など、企業の人材育成を支援している。

かかるシンガポール政府の動きと、企業の人材確保の問題点が合致し、近年、日系企業も、ソニーが企業内大学を設置するなど、人材育成をシンガポールで行う、以下のような動きが出てきている¹⁷。

<ソニー>

ソニーは 2012年1月、シンガポールに次世代幹部の育成機関「ソニー・ユニバーシティ」を開校した。初の海外キャンパスとなる。ソニーの世

¹⁷ 各社プレスリリース

界の従業員を対象に、幹部人材の育成を行う。シンガポールを開講先として選択した理由は、優秀な人材が豊富であること、知的ハブを目指すシンガポールの政策の存在を指摘している。

<東芝>

シンガポールにキャンパスを有する仏経営大学院インシアードと提携し、2010年10月からアジア太平洋地域の現地法人の中間管理職を対象とした研修プログラムを開始した。幹部候補生にマネジメント、リーダーシップスキルの研修を行い、経営の現地化を図るのが狙いである。

<横河電機>

横河電機は2011年6月、幹部育成機関「ヨコガワ・リーダーシップ・インスティテュート」を設立した。経営幹部に必要なスキルや能力を備えた人材育成を目的に、今後3年間で、100人程度の幹部研修を行う計画である。

<住友化学>

住友化学は2012年1月、フュージョノポリスにグローバル人材育成施設「スミトモ・ケミカル・トレーニング・インスティテュート」を開設した。アジア太平洋地域内で横断的な研修を企画・実施し、次世代リーダーの育成を目指す。海外売上比率50%、海外従業員比率も40%程度に高まっており、国籍を問わず優秀な人材を積極的に経営幹部に登用する方針を打ち出している。

<三井化学>

シンガポール経済開発庁（EDB）及び三井化学株式会社は、シンガポール人を対象とした三井化学-シンガポール間人材育成プログラムを共同で構築した。本プログラムにおいては、シンガポール人学生が三井化学におけるインターンシップ・プログラムに参加できること、さらに、三井化学による奨学金が日本に留学するシンガポール人学生に与えられることとなっている。

③その他の事業¹⁸

¹⁸ EDB ウェブサイト

その他、日系企業はシンガポール政府との共同・連携によりユニークな新しいビジネスの展開を企画・実施している。

<パナソニック>

パナソニックの子会社パナソニック・ファクトリー・ソリューションズ・アジア・パシフィックは、シンガポールで屋内野菜栽培事業を始めると2014年7月31日に発表した。シンガポール国内初となる政府認定屋内野菜工場での徹底した管理、最適条件のもと育てられたサニーレタス、水菜、ラディッシュの3種類を手始めに、日本食レストラン「大戸屋」3店舗に納入する。この屋内工場生産により、日本から同等の高品質なプレミアム野菜を輸入するコストと比較して、大幅なコストメリットが得られるという。

<NEC>

NEC と EDB は、サイバーセキュリティ、スマートエネルギー、ヘルスケア、IoT (Internet of Things) など、安全・安心・効率的な社会の実現に重要となる領域における共同研究や連携に関する基本合意書 (MOU) を締結した。本連携は、NEC の先進的な IT ソリューション、およびシンガポールにおける人材開発プログラムや共同研究を通して、産業界の発展を促進・加速することを目指す。EDB の協力のもと、様々な業界に利益をもたらす新たな可能性や事業機会を創出する共通ビジネス基盤の開発を目指す。また、ヘルスケア領域について、NEC と EDB はより効率的な高齢者向けソリューションの共同開発などに取り組んでいく。さらに、サイバーセキュリティ領域では、シンガポールおよび周辺国のセキュリティ能力を高めるための人材開発、スマートエネルギー領域では、エネルギー管理、スマートグリッド、蓄電システムと再生可能エネルギーの連携などを推進していく。

<参天製薬>

参天製薬は、2014年11月12日、シンガポールアイリサーチインスティテュート (以下 SERI) と、アジア領域で頻発する眼科疾患に対する新たな治療薬の開発を目的とした、眼科領域の研究・開発における両社の強みを活用する複数年度の戦略的共同研究を立ち上げたことを発表した。

本共同研究では、参天製薬の現行製品ポートフォリオ並びに将来の薬剤候補と、SERI の新技術および実績が豊富なトランスレーショナルリサーチ機能を活用して、新製品開発における相乗効果を生み出すことができる複数プログラムを立ち上げた。互いの高い専門性を生かし、患者の治療に真に貢献

できる新製品を創出し、多岐に渡る眼科研究開発領域における参天製薬とのパイプラインを、さらに強化することを目指している。

<村田製作所>

村田製作所は2014年11月14日付で、南洋工科大学（NTU）と研究協力の合意書を締結し、NTU 傘下のエネルギー・リサーチ・インスティテュート（ERI@N）が主導するエコキャンパス研究プログラムへ参画することとなった。NTU のエコキャンパス事業は、キャンパスレベルの持続可能性ソリューションの新たな枠組みで、2020年までにエネルギー消費や水利用、廃棄物の量を35%削減し、世界で最も環境に優しいキャンパスの一つにすることを目的としている。

この度の研究協力合意により、村田製作所はキャンパス各所に据え付けた同社のスマートエネルギー管理システムの実証試験と、それに基づいた開発を進めることが可能となる。実証期間は2年以上を予定している。

（3）中小企業の活動

①中小企業のシンガポール進出の概要

先述のとおり、シンガポールに進出している中小企業企業数は、一説によれば3000社とも言われている。ここ数年の進出企業数は、2012年が一番多く、2013年～14年に関しては、円安の影響で若干減少している。以前は東京の企業の進出がほとんどであったが、最近では、九州、中国地方などからの中小企業の進出も増えてきている。

シンガポールに進出する中小企業の多くは、最初から現地法人の設立を検討しており、市場調査などのために駐在員事務所を設立する企業は少ない。

また、進出する中小企業は、法人設立の手続きを会計事務所などに代行を依頼するケースが多い。また、会社設立が簡易なシンガポールならではの特徴として、友人に依頼する企業や、自ら設立申請を行う企業もある。

また、シンガポール進出後の事業展開としては、シンガポール国内のみに限らず、周辺東南アジア諸国への展開を視野に入れている企業が多い。

進出する業種としては、シンガポール現地の邦人数が増加していることから、邦人を対象とした美容院やエステなどのサービス業、居酒屋やラーメン店などの飲食業などの進出が増加している。また、現地において自社製品を販売したいという企業の進出や、中小企業をサポートする企業の進出も増加している。

②進出の動機

- (a)シンガポールのハブとしての機能を重視
- (b)税制上のメリットがある
- (c)日系企業のみならずネットワーク作りとして
- (d)シンガポールに会社があるというブランドイメージ
- (e)家族、特に子供がいる場合にはやはり周辺国に比べて生活がしやすい
- (f)シンガポール現地の人材が優秀
- (g)在シンガポールのベンチャーなど小規模な日系企業をサポートする目的
- (h)シンガポールを始めアジア各国の者が日本を旅行先として好む

<現地法人飲食業>

①企業形態

シンガポールにある、シーフードレストラン4社と日系のレストラングループ1社の計5社の合弁という形で、2008年に日本にシンガポールシーフードレストランをオープンした。

②現地企業における問題点

シンガポールの特徴でもあるが、中華系移民が多いことから、オーナー同士が華僑でつながりが非常に強い。シンガポール国内ではライバル会社同士とう関係にあるが、日本進出のために手を組んで合弁という形で進出した。

文化的な特徴として、かなり保守的で変化を好まない。ファミリー企業が多いため、社長（一家の長）の一言で何もかも決まってしまうという特徴もある。経営方針などよりも、「風水」などで問題を解決しようとするため、日本人のビジネス感覚では理解できない事も多い。

先述の通り、ファミリー企業であるため、法務部という概念もなく、何か問題事がおこれば、やはり社長の判断で解決している。また、シンガポールの国が狭いという特徴から、人間関係のコネクションが強く、社長レベルとなると政府の人間とのつながりも強い。

外国人の人数に応じて、雇用しなければならないシンガポール人の人数が法律によって決められている。シンガポール人に飲食業は特に人気がないため、人員の確保がきわめて難しい。日本では到底雇うレベルではない人材も、

このシンガポール人枠のために仕方なく雇用しているような状況であり、実際には働きにこななくても良いので籍のみ置いているような者もいる。

また、ビザの取得要件が厳しくなったため、日本人を含めた外国人の労働力確保も難しく、シンガポール人の労働力確保の問題と相まって、非常に頭の痛い問題となっている。

(4) 企業サポート業種

日系企業のシンガポールへおよび東南アジアへの進出に伴い、これら日系企業をサポートする職種、コンサルティング会社や法律事務所などの進出も増加してきている。特に、現地の規制や諸手続きに関して、右も左もわからないといった中小企業の相談に答えるべく、中小企業を対象としたサポート企業の進出が増加している傾向がみられる。

①総合コンサルティング会社

多数の日系企業、特に最近では中小企業のシンガポールへの進出の増加を受け、これらの中小企業を対象に総合的なサポートを行うコンサルティング会社もシンガポールへの進出を行っている。

いずれのコンサルティング会社も、コンサルティング業務以外に、会計・税務業務など、ワンストップでサポートできるような体制を作り、包括的なサービスの提供を行っている。また、就労ビザの申請手続きのサポート等、本来の会計・税務業務の範囲ではない業務も行うなど、中小企業のニーズに応じたフレキシブルな業務体制を整えている。

②人材紹介会社

シンガポールにおいてビジネスを行う企業は、労働力の不足や人事採用難の問題を抱える企業も多い。かかる企業の問題をサポートするため、多くの人材紹介会社もシンガポールに進出している。これらの人材紹介会社の中には、政府のガイドラインを順守した募集文章の提案から、書類選考、面接、雇用契約、就業規則の作成など、募集から入社までのトータルサポートを行う企業もある。

また、雇用の際に必要な諸手続き、就労ビザの申請代行やシンガポール人採用時の CPF（中央積立基金）申請代行なども行う。その他、入社後の人事査定から解雇手続きの代行まで行っている。

シンガポール現地における採用に関する規制や、各種申請手続き、就業規則の作成に関する知識がなく、またこうした点につき、法律事務所に依頼するほどのコストに余裕がない中小企業においては、このような包括的なサービスを行う企業のサポートは非常に心強い存在となっている。

③ レンタルオフィス会社

シンガポールへ進出する中小企業をサポートするため、オフィスサービスと通信インフラを提供している。また、政府関係者や現地企業との販路拡大や業務提携のアレンジを含め、利用者の事業立ち上げから事業拡大までのサポートも行っている。

累計でこれまで180～200社ほどにオフィスのレンタルを行い、現在50～70社くらいが入っている。約95%は日系企業であり、数社はビジネスが上手く行かずに撤退したが、残りのほとんどは業務拡大のため、他にオフィスを移すという形で卒業していった。

7～8割程度は、新規進出企業であり、事業のスタートアップとしてオフィスを借りる企業が多い。業種は、製造業、精密機械の企業、IT関連、システムの開発案件、食品、物流、会計事務所など多岐にわたり、日系法律事務所もスタート時に借りていたこともある。

オフィスの賃料は、小さいオフィスで月額700ドルから、個室で4、5名が使用できるサイズになると、月額4000ドル程度である。24時間使用でき、会議室、コピー機などはシェアできるようになっている。

表9：サービスオフィスの概要

個室	1～10名規模の個室 ※利用人数分の机と椅子、施錠可能な袖机を標準装備。 月額 S\$1,500
シェアオフィス	複数の入居者と共同でオフィスを利用する形態。 固定席-月額 S\$1,200 FA 席-月額 S\$700
バーチャル	アドレスと会議室の利用、電話代行、郵便物保管サービス、交流会・勉強会への参加ができる。 月額 S\$350

④ 法律事務所

シンガポールへの日系法律事務所の進出は、2012年1月に西村あさひ法律事務所が進出したのを皮切りに、その後日本の大手5大事務所といわれる日本最大手の法律事務所がシンガポールにオフィスを構えるに至った¹⁹。現在6つの日系法律事務所がシンガポールに進出している。（表10）

（表10）²⁰

年月	事務所名	弁護士数
2012年1月	西村あさひ法律事務所	11名 ²¹
2012年2月	森・濱田松本法律事務所	8名 ²²
2012年10月	TMI 総合法律事務所	3名 ²³
2013年1月	長島・大野・常松法律事務所	6名
2013年11月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	3名 ²⁴
2013年3月	港国際グループ ^o	1名

上記のとおり、この2年の間に立て続けに日系法律事務所がシンガポールにオフィスを構え、その後人員を続々と増やしている。事務所によっては、日本法弁護士だけではなく、マレーシア法弁護士、インド法弁護士などを採用する事によって、周辺国の法律サービスにも対応できるような体制を整えている。

また、日本法弁護士個人も、インド、インドネシア、ベトナムなど東南アジア諸国の駐在経験のある弁護士も多く、周辺国の駐在経験を生かしたアドバイスも行っている。

更には、周辺の東南アジア諸国にもオフィスを開設している事務所も多く、東南アジア域内の法律サービス拡充にむけ、日系法律事務所は同地域内における業務拡大を進めている。（表11）

表11：在東南アジア法律事務所

¹⁹ 実際には、1990年代に一度、長島・大野・常松法律事務所がシンガポールへの進出を果たしたが、数年後には撤退したという経緯がある。

²⁰ 2014年12月時

²¹ うちインドネシア法弁護士1名、マレーシア法弁護士1名

²² うち、マレーシア法弁護士1名、インド法弁護士1名、シニアオブカウンセル1名、外国法研究員1名

²³ うち、シンガポール法弁護士1名

²⁴ うち、シンガポール法弁護士1名

事務所名	シンガポール以外の 在東南アジア事務所	設立年月日
西村あさひ法律事務所	ホーチミン	2010年9月
	ハノイ	2011年11月
	ヤンゴン	2013年5月
	バンコク	2013年7月
	ジャカルタ ²⁵	2014年11月
森・濱田松本法律事務所	バンコク（デスク）	2013年9月
	ヤンゴン	2014年4月
TMI 総合法律事務所	ヤンゴン	2012年10月
	ホーチミン	2011年12月
	ハノイ	2012年10月
	プノンペン	2014年7月
長島・大野・常松法律事務所	バンコク	2014年4月
	ホーチミン	2014年6月

5. 日系企業活動上の問題点

(1) 人件費、オフィス賃料などのコストの上昇

物価の高いシンガポールにおいては、人件費、オフィス賃料も周辺諸国とは比較にならないほど高く、特に賃料は東京の約2倍といわれている。

オフィス賃料は、2006年から急騰を始め、リーマンショック直前の2008年のピーク時には、2000年以降最も賃料が安かった2004年の2.7倍の水準を記録している。2008～2009年にかけては金融危機の影響からオフィス賃料は再び急落したが、その後は持ち直し現在は高止まりのまま推移しており、オフィス賃料の平均水準は10年前の2倍以上で推移している。

また、下記表より明らかなおおりに、アジア主要都市とのオフィス賃料との比較では、ホンコンと同程度、バンコクの1.5倍～5倍、横浜と比較しても物件によっては2倍以上の賃料となっている。

²⁵ インドネシアにおいては、外弁事務所の設立は許可されていないため、提携事務所を開設している。

表12：アジア主要都市のオフィス賃料比較

	事務所賃料（月額/平方メートル）
シンガポール	33～100
バンコク	22
クアラルンプール	20～28
上海	35～44
ホンコン	35～152
横浜	39

（単位：USドル）

アジア主要国の中間管理職の人件費の比較によると、横浜よりは若干低い程度、ホンコンよりも高額となっており、バンコクの約3倍の人件費がかかる。

表13：アジア主要国の中間管理職の人件費

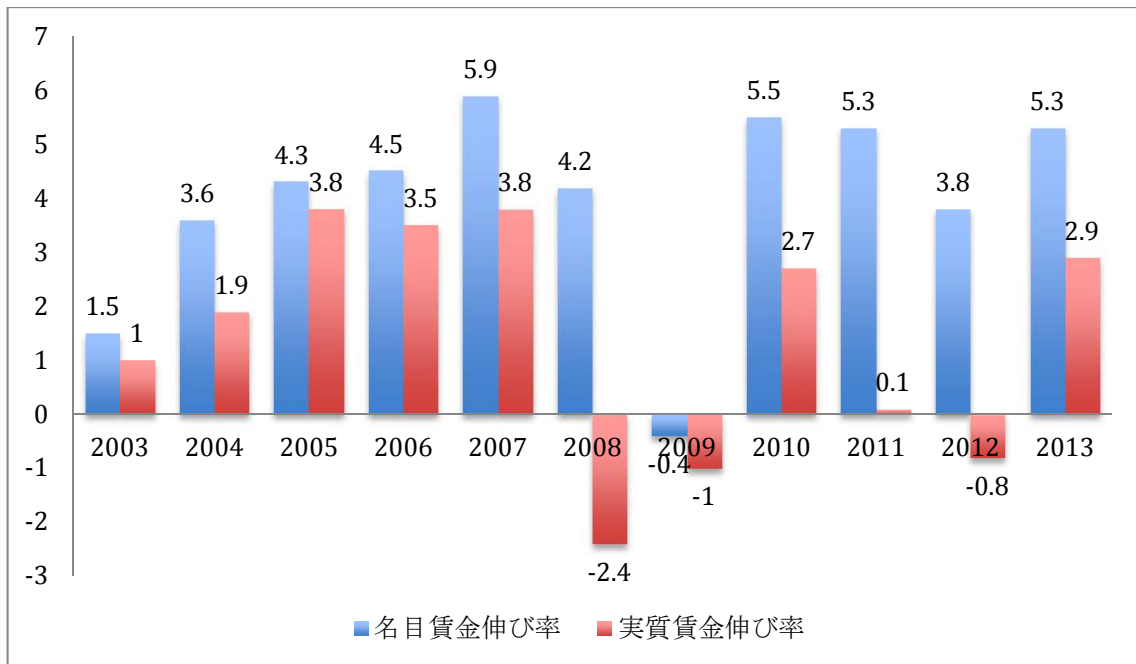
	月額賃金	星との賃金差
シンガポール	4672	100.0
上海	1891	49.5
バンコク	1602	34.3
クアラルンプール	1986	42.5
ホンコン	4016	86.0
横浜	5487	117.4

（単位：USドル）

表14：シンガポールの実勢賃金（2012年）

		USドル	Sドル
賃金 ／月額	ワーカー（一般工職）	1230	1512
	エンジニア	2325	2859
	中間管理職	4672	5744
	店舗スタッフ（アパレル）	976	1200
	店舗スタッフ（飲食）	954	1173
法定最低賃金		法定最低賃金はない	
賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）		2.43ヶ月	

<グラフ8>シンガポールの賃金動向



MOM データより作成

上記のとおり、オフィス賃料および現地スタッフの人件費も上昇していることに合わせて、シンガポールの物価が高いことに起因する日本の本社から派遣される駐在員のコストも相当高いことも、日系企業の財政を圧迫する一因となっている。

(2) 人材確保の困難

先述のとおり、多くの日系企業が統括機能をシンガポールにおいている中、かかる統括機能を実効性あるものにするための優秀な人材の確保が困難であることが、日系企業の頭を悩ませる問題となっている。

まず、シンガポール人は転職によってキャリアアップを考えるのが通常であり、2、3年を目処に職を変えていく。また、シンガポールの雇用契約上、1ヶ月前に通知を行うことで簡単に解雇することができる代わりに、被用者側も1ヶ月前の通知によって辞める事ができる（雇用者はこれを断ることはできない）ことも、転職を容易にしている一因である。

また、日系企業のワーキングスタイルや昇進環境が、シンガポール人に合わないという点もシンガポール人が日系企業を辞めていく理由としてあげられる。具体的にはまず、シンガポール人には、日本人のようなサービス残業という概念はない。また日系企業のトップのポジションは、日本から派遣されてくる駐在員によって占有されており、ローカルスタッフであるシンガポール人は、重要なポジションに就けるような昇進システムを持つ企業も少ない。また実力による昇進ではなく、年功序列による昇進など、日本独特の昇

進システムも、優秀な人材ほど成果報酬型の外国資本企業に移り、パフォーマンスを出せない人材ばかりが日系企業に残ってしまうという皮肉な結果を招いている。

企業へのヒアリングにおいても、重要な役職についていたローカルスタッフが急に辞めてしまい、その枠を補充するスタッフを見つけるのに非常に苦労をしているという問題もよく耳にする。

今後は、優秀な人材を長く企業内にとどめておけるような企業側の体制を整える事も必要となってくるであろう。

(3) 就労ビザ取得要件の厳格化および現地人雇用義務

①就労ビザ取得要件の厳格化

シンガポールは、政府の外国人労働者を広く受け入れるという政策のもと、比較的就労ビザの取得しやすい国である。しかし、近年、シンガポール国民の雇用を増やすべきだと要望を受け、シンガポール政府は外国人労働者の受入数を制限する方針に転換し、段階的に就労ビザ取得の基準を厳格化している。これにより、日本人を含めた外国人労働者の就労ビザの取得が難しくなっている。

例えば、日系企業の駐在員が取得する就労許可証（**Employment Pass**、以下「**EP**」という。）の最低月給は、2014年1月に従前の3,000ドルから3,300ドルに引き上げられた。

単純にこの最低月給基準を上回っていればビザが発行されるという訳ではなく、月給3,300ドル以上であっても申請が拒否される場合も往々にしてある。さらにその申請拒否の理由は明らかにはされない。また、EPの発行は許可されず、**S Pass**に降格されたり、発行期間を2年から1年に短縮されたりするケースが増えてきている²⁶。中には、就労ビザが取得できずに帰国を余儀なくされる邦人も増えてきている。拒否された場合には、弁護士や日系コンサルティング会社などに **MOM** と交渉に入ってもらうことによって、許可される場合もある。

表15：就労ビザの種類

就労ビザの種類	対象者	取得要件
Employment pass	幹部・専門職	最低月給 S\$3,300
Personal Employment Pass	高収入の EP 保持者または専門職	シンガポール国外における最終月収（申請の日より6ヶ月以内のもの）が

²⁶ 日系企業へのヒアリング調査

		S\$18,000 以上
Enter Pass	これからシンガポールにおいて新しく事業を始めようとするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ ACRA に登録されていること（ただし、先に登録する必要はなく、申請日より 6 ヶ月以内に行えばよい。） ・ 払込資本 S\$50,000 以上であること ・ 事業が違法でないこと ・ 申請者が当該会社の 30%以上の株式を保有している事
S pass	技術者など中技術を保有する外国人就労者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低月収 S\$2,200 以上であること ・ 大学の学位を取得している事（技術資格なども考慮される） ・ 当該職の経験年数
Letter of Consent	Dependant's Pass 保持者	<ul style="list-style-type: none"> ・ Employment Pass 保持者の dependant であること ・ シンガポールの雇用者からの職を有していること ・ 有効期限が 3 ヶ月以上の有効な Dependant's Pass を保持していること

また、政府は 2014 年 8 月 1 日から、EP の申請に際して、「公平な考慮の枠組み（Fair Consideration Framework、以下「FCF」という。）という新たな規制を導入した²⁷。この FCF とは、外国人を雇用するために EP の申請を行う企業は、申請に先立って対象となる外国人の雇用条件と同じ条件の求人広告をシンガポール労働開発庁（Singapore Workforce Development Agency）が運営する人材バンクに掲載する義務が課せられるという制度である²⁸。

かかる制度も、シンガポール国民に優先的に雇用機会を与えることが狙いとなっている。

²⁷ Ministry of Manpower, "Firms to Consider Singaporeans Fairly for Jobs," 23 September 2013(<http://www.mom.gov.sg/newsroom/Pages/PressReleasesDetail.aspx?listid=523>)

²⁸ 14 日以上掲載する必要がある

⑤現地人の雇用義務

シンガポールにおいては、現地シンガポール人「のみ」を雇用する義務はなく、特に高度な技術を有する熟練技能者や専門職である駐在者の雇用に関してリベラルな政策をとっている。

しかし、労働許可証（Work Permit）により就労する外国人労働者の雇用については雇用割当（上限）が課せられ、割り当て人数はかかる外国人労働者を雇用する企業の業種や当該企業における現地労働者の人数により決定される。

外国人労働者の雇用割当について、製造業では全従業員の60%（2012年7月1日以前は65%）まで、建設業・化学・石油精製業では現地人フルタイム従業員1人に対して7人の外国人労働者まで、造船業では現地人フルタイム従業員1人に対して5人の外国人労働者まで、サービス業では全従業員の40%（2013年7月1日以前は45%）までとなっている。また、S Pass 保持者は全従業員の20%（機械・建設・造船・プロセス業）、または15%（サービス業）までと規制されている。

この規制の下、シンガポール人が就労する事を特に敬遠する飲食店においては、シンガポール人従業員を確保する事が非常に困難となっている。シンガポール人従業員を雇用しなければ、外国人労働者を雇用する事ができず、かかる点がレストランなどの飲食店を非常に悩ませる問題となっている。

（4）シンガポール及び東南アジア周辺国の商習慣

シンガポールにおいては、特に問題となることは少ないが、東南アジア地域全体においては、未だ汚職や日系企業には理解しがたい現地の商習慣などが存在する。こういった現地の文化や商習慣を理解したうえで企業運営を行っていく事も必要である。

まず、東南アジア全般にいえることであるが、労務問題に関しては労働者に有利に処理される事が多い。インドネシアにおいて、会社のお金を横領して解雇されたという事例の際、「家族には罪はないので、解雇されてから6ヶ月間家族に給料を支払え」という、なんとも理不尽な処理のされ方をしたことがあった。日系企業ということで、足下を見られた可能性もあるが、日本円に換算して月に1万円程度の負担であったため、法廷等で争う気もおこらず、そのまま家族に給料を支払い続けたという。

こうした周辺国との比較においては、シンガポールは法制度もきちんと整備され、政府が厳格である事もあり汚職も少なく、非常にビジネスの行いやすい国である。日本人と異なる感覚としては、各人の専門意識が非常に強い

ことの裏返しとして、自分の業務範囲でない事は即座に「出来ない」と断るといふスタイルがある。

インドネシアにおいては、やはり日常的に、「袖の下」文化が根付いており、これを行う事で物事をスムーズに運ぶというのが、当然のようになっている。ローカルの弁護士も、この袖の下文化を取り入れており、簡単に撲滅できるような文化ではない。

また、タイは仕事のスピードが非常に遅いという問題がある。タイ人のパーソナリティとして、できない事もできると言うことや、明日までに出来ると言ったのに実際は全く出来ていないということも多々あり、そういった国民性に由来するワーキングスタイルを見越して、こちらも仕事を進めなければならない。

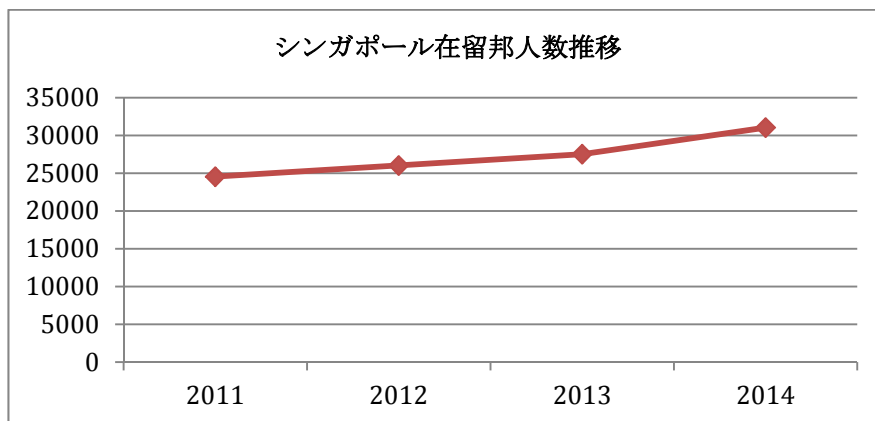
こういった、現地の慣例的な問題や国民性、ワーキングスタイルの違いを理解することは、ビジネスを行う上で非常に重要である。

日系企業の中には、労働紛争をおこさないための予防人事を行っている企業もある。タイ、インド、中国、3カ国それぞれで対応できるマニュアルを作成するなどして、人事問題への対応を行っているのである。作成の際には、法令、判例、事例、慣例などを参考にしたが、ポイントとなるのはやはり現地の「慣例」であり、その国の文化に精通していないと、日本人では全く理解できずに対応しきれないところや、思わぬ落とし穴に落ちる場合がある。

第四．現地における在留邦人の活動の実情

1．在留邦人数統計・推移

<グラフ9>



※外務省統計より作成

シンガポールの在留邦人数は、わずか数年前には25,000人をわずかに下回る程度であった。その後、東南アジア地域への日系企業の進出増加に伴い、在留邦人数も増加し、2014年8月時の統計では、31,038人となっている。特に前年2013年との比較においては、3,513人増(+12.76%)となっており、近年においても大きな増加を見せている²⁹。この31,038人という数値は、全世界の海外在留邦人数の約2.5%にあたる数となっている。

前年比増減数3,513人のうち、74%(+2,619)を「民間企業関係者」(下記表(2)-1)が占め、いわゆる「駐在員」としてシンガポールに移住してきた邦人の増加率が大きいことが分かる。このことから、日系企業がシンガポールを東南アジア地域に置くビジネスの拠点として業務を拡大していることが考察される。

なお、国別長期滞在者数のランキングにおいては、世界第7位(平成25年)となっている。

表16：在留邦人数類型別

在留邦人数総数(1)+(2)	
総数	31,038人
前年比増減率	+12.8%
前年比増減数	+3,513人
男性	16,452人
女性	14,586人
(1) 永住者	
合計	1,852人
前年比増減率	+9.5%
男性	675人
女性	1,177人
(2) 長期滞在者	
合計	29,186人
前年比増減率	+13.0%
男性	15,777人
女性	13,409人
(2)-1 民間企業関係者	
本人計	11,912人
同居家族計	11,772人
本人(男性)	9,845人

²⁹ 外務省統計

本人（女性）	2, 0 6 7人
同居家族（男性）	3, 6 5 6人
同居家族（女性）	8, 1 1 6人
前年比増減数	+ 2, 6 1 9人
(2) - 2 報道関係者	
本人計	3 1
同居家族計	2 8
本人（男性）	1 9
本人（女性）	1 2
同居家族（男性）	1 4
同居家族（女性）	1 4
(2) - 3 自由業関係者	
本人計	5 3 5
同居家族計	5 0 3
本人（男性）	3 5 9
本人（女性）	1 7 6
同居家族（男性）	1 5 5
同居家族（女性）	3 4 8
(2) - 4 留学生・研究者・教師	
本人計	7 2 8
同居家族計	3 2 1
本人（男性）	3 8 6
本人（女性）	3 4 2
同居家族（男性）	1 1 4
同居家族（女性）	2 0 7
(2) - 5 政府関係者	
本人計	1 2 7
同居家族計	1 1 9
本人（男性）	1 0 0
本人（女性）	2 7
同居家族（男性）	3 4
同居家族（女性）	8 5
(2) - 6 その他	
本人計	1 4 1 8
同居家族計	1 6 9 2

本人（男性）	2 4 9
本人（女性）	1 1 6 9
同居家族（男性）	8 4 6
同居家族（女性）	8 4 6

外務省統計より作成

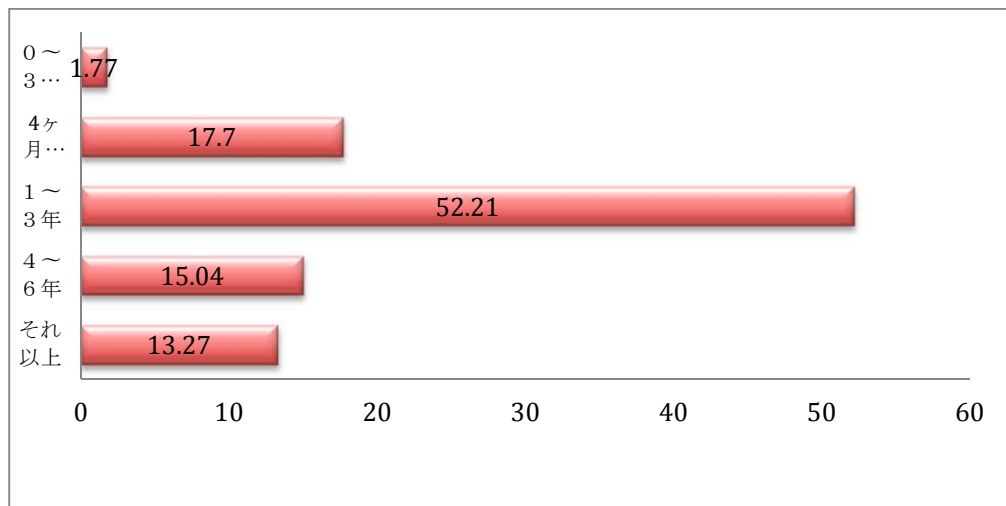
2. 在留邦人の生活、活動の実態

既に述べたとおり、シンガポールは治安もよく、教育水準、医療水準とも非常に高い。経済的にも周辺東南アジア諸国と比較しても類を見ないほど発展している先進国である。同じく安全かつ便利な日本から移住した在留邦人にとっては、極めて住みやすい環境が整っていると言えよう。

しかし、そうした中でも、やはり海外で生活するにあたっては、言葉や文化など乗り越えなければならない壁も存在し、生活上の問題や悩みを抱えている邦人も数多くいるのが現実である。

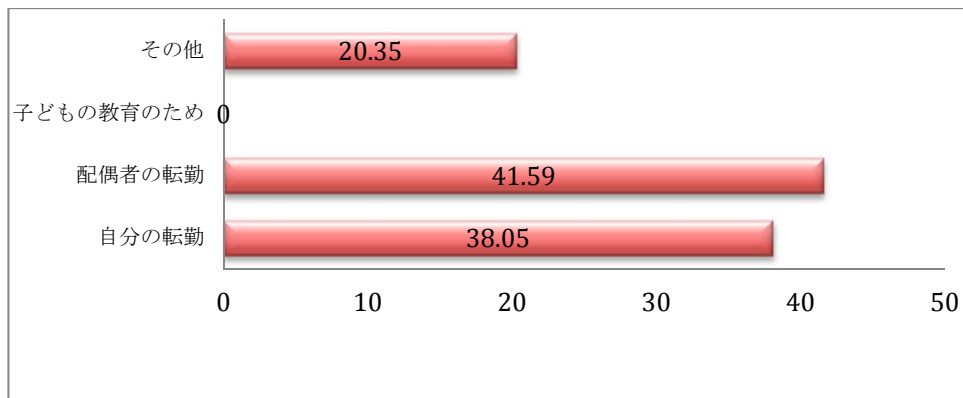
本調査においては、現地在留邦人を対象にアンケート調査を行い、在留邦人の生活実態調査を行った。

(1) シンガポールでどれくらいの期間生活しているか。



シンガポールにおいては、民間企業関係者、いわゆる「駐在員」とよばれる邦人が、同国の在留邦人の約76%をも占め、これらの駐在員は、平均して2～3年、長くても5年という比較的短期で日本へ帰国する。本アンケートにおいても、1～3年という回答が最も多く、52.21%となった。

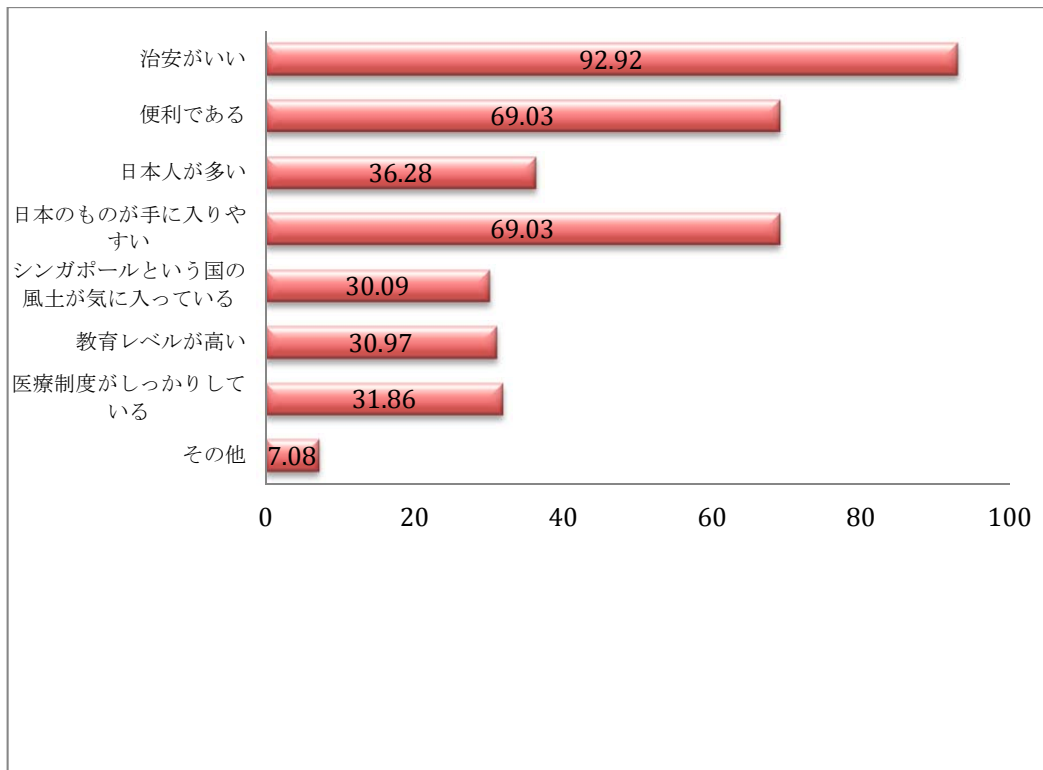
(2) シンガポールに移住してきた理由は何か。



上記のとおり、駐在員が多いシンガポールでは、移住の理由としては、「自分の転勤」及び「配偶者の転勤」を合わせて約80%となっている。また、その他の移住の理由としては、「シンガポール現地での採用・就職」、「自営業で海外展開を見据えて」「日本に見切りをつけて（貰えない年金、増税する一方で適切に使われているとは思えない税金、病んだ社畜生活）」「海外での経験を積むため」などの回答があり、これらの者が20.35%という数値であった。

また、本アンケートでは回答数0であったが、教育水準が高く、国際色豊かなインターナショナルスクールが揃うシンガポールにおいては、子どもを現地のインターナショナルスクールに通わせるために母子留学として移住してきているケースもある。

(3) シンガポールで生活するにあたって、良いと思う点



在留邦人が、シンガポールで生活する上で一番良いと思う点は、やはり「治安がいい」ところであり、実に約93%もの人がシンガポールで生活する上で良いと思う点として回答している。これに次いで、「便利である」、「日本の物が手に入りやすい」という回答が69.03%をしめた。シンガポールは、交通の便や、各種サービスなども、日本とほとんど異ならない程度に発達しており、また MRT 各主要駅には大きなショッピングモールが数多く設立され、一つのショッピングモールに行けば、生活に必要なものはほとんど手に入ると言っても過言ではない。

また、同国内には日本の大手デパートが数店舗ある。また、日系の食材、商品専門に販売を行っているスーパーマーケットも存在し、国土の狭いシンガポールにおいては、移動の苦もなくこれらの店に行くことが可能であり、容易に日本のものが手に入る環境にある。

さらに、邦人数3万人を超えるシンガポールにおいては、日本人と知り合うことは全く難しくない。知人が知人を紹介するといったかたちで簡単に日本人の友人を作ることでもでき、言葉の問題から現地の友人を作ることには抵抗があると感じる日本人にとっては、「日本人が多い」（36.28%）ことを良い点として考える者も多い。

その他シンガポールは、教育水準も、医療水準も非常に高い国であり、また日系医療機関も発達していることから、「医療制度がしっかりしている」（31.86%）、「教育レベルが高い」（30.97%）という点も住みやすいと感じるに十分な理由となると考察される。

さらに、シンガポール人の日本に対する印象は非常に良く、日本人に対して友好的であり、また親しみやすい国民性でもある。

日本と同程度のサービスレベルを期待する事はできないが、その点が気にならない場合には、年中温暖な気候やクリーンな同国を、「シンガポールという国の風土が気に入っている」（30.09%）と感じている日本人も多いようである。

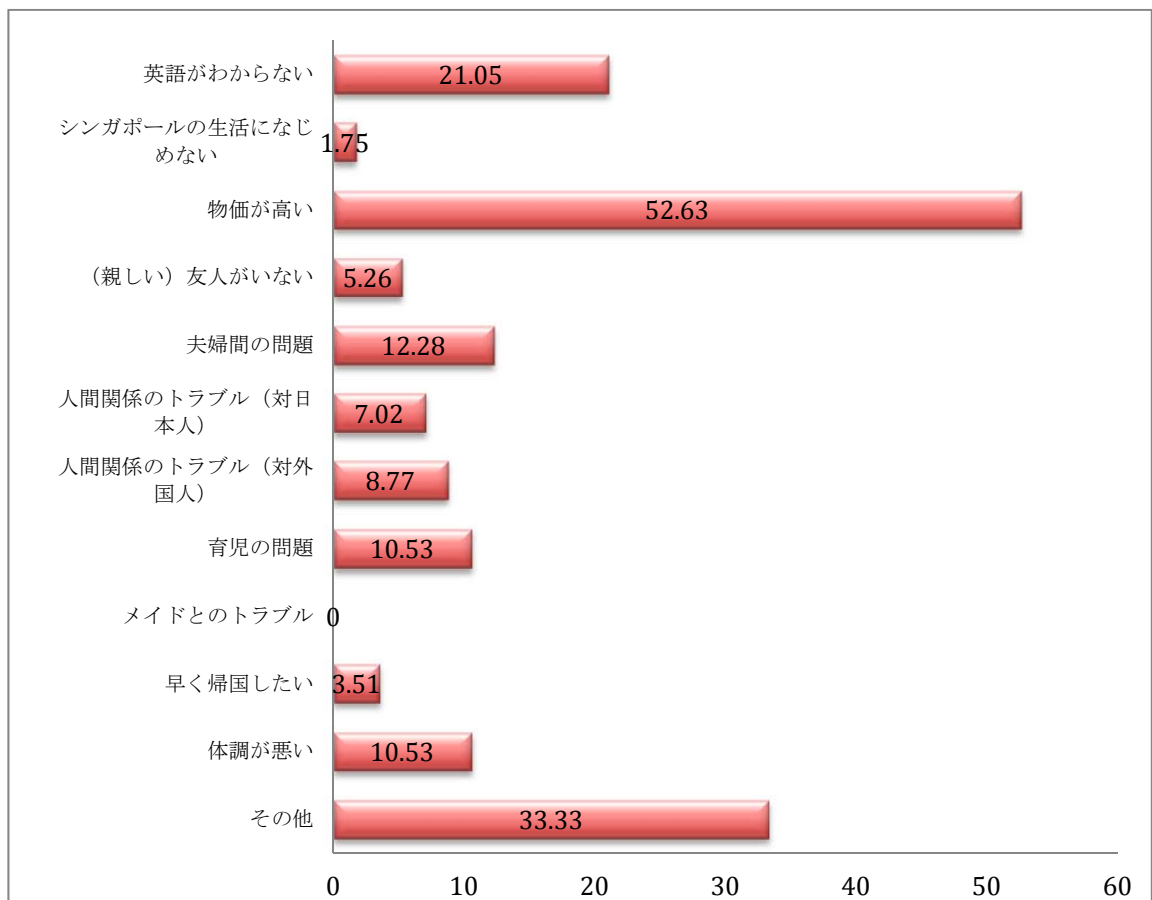
<その他の回答>

- ・ 給料がいい（為替の変動による）、地震と大雪がない
- ・ アジア諸国に旅行しやすい
- ・ 政治（国の方針が分かりやすく、軸がしっかりしている）
- ・ 税金が安く、政治家のこやしになっていない点
- ・ 多国籍な人種や文化
- ・ 日本へのアクセスがよく、時差もない
- ・ 暖かい
- ・ 英語が通じる

(4) シンガポールでの生活上の悩みについて

① あると回答した人が50.44%、ないと回答した人が49.56%と約半数が何かしらの生活上の悩みがあると回答した。

②生活上の問題点についてのアンケート結果



在留邦人が、シンガポールで生活する上で最も困る点としてとらえているのは、やはり「物価が高い」という問題であり、52.63%となった。特に家賃や教育費は日本と比較しても非常に高額であり、また昨今の円安によるシンガポールドルの高騰も相まって、シンガポールの物価は非常に高いと感じている邦人が多いのもうなずける。

また、これに次いで多かったのは、やはり「英語がわからない」(21.05%)という言葉の問題である。ここシンガポールにおいては、俗に「シングリッシュ」と言われる、独特の英語が話されている。発音や文法も、欧米の英語圏で話される英語とはかなり異なる。正しい発音をすれば、逆に通じない事もあり、シングリッシュ訛の強いシンガポール人の英語は聞き取れない場合もある。しかし、単語を並べて話せば、欧米では通じない英語が通じる場面も多く、一概にこのシングリッシュが英語が分からない原因とは言えない。

その他、在留邦人の76%を占める駐在員は家族で移住してきている場合も多いため、家庭内の問題、すなわち「夫婦間の問題」(12.28%)や「育児の問題」(10.53%)で悩んでいる邦人も相当数いる。

<その他の回答>

- ・ 気候の問題
- ・ 保険
- ・ メイド雇用規制
- ・ 教育費が高い
- ・ 教育問題
- ・ 仕事がつらい
- ・ 隣人の騒音
- ・ タクシーでわざと回り道や遠まわりをされた
- ・ 日本に帰国しない事（シンガポール永住）を想定した場合の諸々の事について
- ・ 義家族との問題

<生活上の問題点についての考察>

- ・ 生活費

①家賃

既に述べた通り、シンガポールの不動産価格は非常に高く、日本人が好んで居住するコンドミニアムの賃貸価格も個々最近若干の値下がりを見せてはいるものの、東京との賃貸価格と比較しても非常に高い。

この、コンドミニアムの家賃は、シンガポールのウエスト、もしくは、イーストの中心地から離れたところで、1ベッドルーム（日本における1LDK、専有面積）平均2000Sドル（約180,000円）、オーチャードなどの中心部になると3000Sドル（約270,000円）、物件によっては5000Sドル以上（450,000円以上）するものも有に存在する。

在留邦人のほとんどを占める駐在員は、会社から家賃補助を得ているので、これら高額の家賃の物件を賃貸して生活している。しかし、その他の自由業者や、現地採用の単身者などは、自分で全額家賃を負担しなければならない場合が多いため、ルームシェアなどで家賃を低く抑えて生活する日本人も多い。

②教育費

シンガポールに居住する日本人の多くは、シンガポール日本人学校に子弟を通学させている。同校の学費は、小学部 2,022.30S ドル、中学部 2,247.00S ドルである。（平成26年1月～3月分）

以下で詳述するインターナショナルスクールに比較すれば、格段に割安な金額ではあるが、日本では公立学校であれば、義務教育として無料で教育を受けさせられるということと比較すると、教育費が非常にかかると感じている日本人は多いようである。同校の教育内容等については、後に詳述するが、平均3～5年の駐在を終えて日本に帰国する事を前提とする駐在員家族としては、日本語による日本のカリキュラムにそった教育を受けられ、帰国後の教育との継続性も保てるため、この日本人学校の人気は非常に高い。

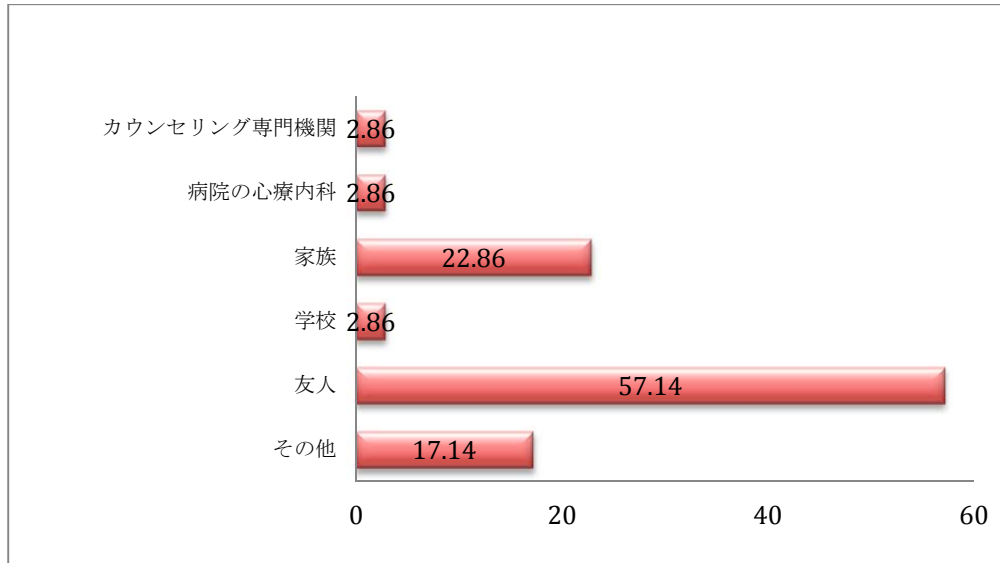
この日本人学校以外で、シンガポール在住の日本人家族が選択しているのは、シンガポール国内に多く存在するインターナショナルスクールである。シンガポールは、外国からの移住者も多いため、アメリカンスクール、ブリティッシュ系スクール、カナディアンスクール、オーストラリアンスクールなど、多国籍の選択肢が存在する。また、これらのインターナショナルスクールに通学する生徒も、欧米人、韓国人、中国人、ベトナム人など多国籍で、多様な文化に触れられる貴重な経験のできる学校として人気が高い。

しかしこれらの学校の学費は、年間約20,000～40,000S ドル（約180万円～360万円）と、非常に高額であり、やはりシンガポールで生活する邦人の頭痛の種となっている。駐在員は、この教育費関連の補助も受けられるため、子どもには国際的な文化に触れてほしいと願う親は、このインターナショナルスクールを選択する場合も多い。

（5）生活上の問題についての相談

上記、シンガポール生活上の問題点を誰かに相談しているか、との質問に対する回答は、「している」と回答したものが49.23%、「していない」と回答したものが50.77%という結果となった。

①生活上の問題についての相談場所



その他として、予備校、産業医、という回答があった。

日系医療機関のヒアリングにおいて、同院の心療内科には、病気とは言えないような日常の問題や法律問題などを相談しにくる患者が非常に多いとのことであった。下記の「相談していないと回答した理由」の回答で「相談できる場所がない」と回答した者が多い事からも、誰にも相談できずに一人で悩みを抱えている邦人も、相当数いるものと考察される。

②相談していないと回答した理由

かかる生活上の問題を相談していない理由は、「誰に相談していいかわからない」（42.86%）、「相談できる場所がない」（21.43%）と、相談できる相手や場所がないと感じている邦人が多い。

<その他の回答>

- ・ 「とりあえず、任期が終わるまで我慢する」
- ・ 相談して解決するような問題ではないから。しかたがない。

在留邦人の中には、実際「うつになって帰国した」という邦人も多く、シンガポール国内での終局的な解決を求めるといよりは、帰国が決まるまで我慢するか、もしくは日本へ帰国する事で解決しようとする人も相当程度いるのが現状である。シンガポールには邦人が多いとはいえ、限られた人間関係の選択肢の中において限定的な人間関係しか構築できないのは確かであ

り、育児の方針が合わずに悩んでいるもの、夫婦間の問題などを気軽に相談できる環境ではない事に悩んでいる者が多いことも否定できない。

またシンガポールは住みやすい環境が整っているとはいえ、心療内科やカウンセリング機関など、日本に居住するのと比較すればまだまだその選択肢は十分ではない。邦人個人の法的支援³⁰と合わせて、こうした心のケアへの充実も図る必要もあると思料する。

第五. 日系企業及び在留邦人コミュニティを支えるサポート体制

かように、現在企業数3000社以上、邦人数3万人を超える大きなコミュニティを形成するシンガポールにおいては、企業レベルから邦人個人にいたるまで、そのサポートを行う機関・組織が非常に充実している。かかる充実した環境が、大企業から中小企業、個人事業主、または個人によるシンガポール現地における直接採用などを後押ししていることは間違いない。

1. 在シンガポール大使館

在シンガポール日本大使館はシンガポールにおける邦人コミュニティの支援活動として、以下の業務を行っている。

- ①旅券の発行・更新手続き
- ②在留届・変更届・離星届
- ③その他の届出（出生、婚姻、離婚、死亡、国籍関連）
- ④証明書

日本国内が提出先	・在留証明 ・署名（及び拇印）証明 ・印鑑証明
シンガポール国内が提出先	・出生・婚姻・離婚・死亡など 身分記載事項証明 ・翻訳証明 ・警察証明

- ⑤在外選挙
- ⑥国民年金、厚生年金保険および社会保険協定

³⁰ 詳細については、「日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズについて」のレポートに記載する。

さらに、シンガポールに在留している邦人に対する様々な情報発信も行っている。シンガポールで生活する上で必要な情報のほとんどは、同大使館のウェブサイトで閲覧可能である。

また、月に一度の領事相談を日本人会で行ったり、邦人が法律問題に巻き込まれた際の一次的な相談を担い、その後現地の法律事務所との窓口となるなど、在留邦人の包括的な支援を行っている。

2. シンガポール日本商工会議所 (JCCI)

シンガポール日本商工会議所（以下、「JCCI」という。）は1969年8月26日に発足し、2014年には設立45年を迎えた。

発足時には進出企業80社のうち68社が加入し、今では800社を超す大きな組織となった。

JCCI が設立される以前の1960年代初期には、進出していた日系企業の数のごく限られ、派遣される駐在員も少なかった。シンガポール人の労務管理、税制、政府の経済政策などの情報は今よりもずっと乏しく、当時の日系企業は手探りで業務を行っていた。日本とは違う労働慣行、未整備の労働組合体制、実績の乏しい外国企業受け入れ態勢、企業責任者は情報交換を渴望していた。日常的に情報交換が出来、問題が発生した場合などにサポートを行う組織が必要とされていたのである。

こうした日系企業の要望を受け、発足した JCCI は、現在日系企業同士の情報交換、シンガポール国内・東南アジア地域経済、マネジメント方法、英語セミナー、労働問題など様々なセミナーの開催も行っている。

会員企業が活動しやすい経営環境を創るため、シンガポール政府に対し積極的に意見・要望活動なども行う。

また、1991年5月に「日本商工会議所シンガポール基金 (JCCI Singapore Foundation)」を設立し、毎年日系企業より資金を集め、シンガポールの機関、団体及び個人に対し表彰を行うことにより、シンガポールの文化・芸術・学術・スポーツ振興にも力を入れている。

3. ジェトロ

このジェトロシンガポール事務所が貿易投資促進機関として行っている業務内容は、大きく分けて以下の4つが存在する。

①対日投資の促進

海外からの直接投資残高は約 1.7 兆円で世界的に見るとまだ小規模で、政府が 2020 年までに 3.5 兆円という倍増目標を掲げ成長戦略を立てている。

②日本の中小企業の海外展開の支援

シンガポール事務所だけで年間 2000 社以上の企業からの相談がある。また、シンガポールにおいては、地域統括拠点を置く企業が多いこと、中小企業も周辺国への展開を視野に入れている事などから、シンガポール事務所を通して東南アジア各国の事務所を紹介し、シンガポール周辺国との連携によるサービスを提供している。

③農林水産物・加工食品の輸出促進

2014 年 4 月にアジアでは最大規模の食品見本市である「フード&ホテルアジア」に参加した。周辺各国からバイヤーが来て出展者とビジネスマッチングを行い、多くの成約につなげた。日本の農林水産物は現在 5,000 億円くらいの輸出規模であり、2020 年までに 1 兆円という成長戦略を掲げており、その支援を行っている。

④東南アジア各国の経済産業、日系企業の動向の調査、情報収集・提供
先述のとおり、シンガポールを地域統括拠点にしている企業も多いため、かかる企業からのニーズに対応できるよう、多様な情報を収集し備えている。

同機関による情報提供は、現地の規制、法制度、税制、開業の諸手続き等膨大な量に及び、現地で既に活動を行う日系企業およびビジネスをスタートしようとする日系企業にとっては必要最低限度の情報はほとんど全て得られると言っても過言ではない。

4. 日系医療機関

(1) 日系医療機関設立の沿革

現在、シンガポールには、在留邦人患者を対象とした、診療所が 5 院、歯科診療所が 1 院存在する。これらの医療機関においては、日本人医師による診療が受けられるため、シンガポールに在住する日本人のほとんどがこれらの医療機関で診療を受けることを選択している。

かかる日系医療機関今から 30 年前ほど前に、シンガポールに訪れる観光客向けに開業されたのが、日系医療機関の歴史の始まりである。当時は、シンガポールに旅行に来て現地で病気や怪我を煩った場合に、どこの医療機関にかかればいいのかの情報も少なかった。またシンガポール現地の医療機関で診療を受けるのは、医療専門用語を伴う言葉の問題も大きく、保険担当者

が付き添うという形で旅行者に同行し、旅行者の患者のサポートを行っていた。こういった、保険会社によるサポートサービスの需要は年々増加し、それならば現地に日本人向けの医療機関を開業した方が早いのではないかと考えた当該保険担当者が脱サラし、1982年にシンガポール第一号の日系医療機関である、ジャパングリーンクリニックがオープンするに至った。

その後、シンガポール国内の在留邦人数の増加に伴い、このような日系医療機関の数も増え、現在では、在留邦人及び旅行者、周辺国の邦人によく利用されている医療機関として、主に下記の日系医療機関がある。

医療機関名	日本人医師の数など
JAPAN GREEN CLINIC	日本人医師8名、理学療法士1名、他に日本人看護師、受付、事務等の日本人スタッフ
RAFFLES JAPANESE CLINIC	日本人医師16名、他に日本人看護師、受付、事務等の日本人スタッフ
シンガポール日本人会診療所	日本人医師2名（内科、心療内科）、日本人事務長1名
NIPPON MEDICAL CARE	日本人医師2名、他に日本人看護師、薬剤師、受付、事務等の日本人スタッフ

(2) 日本人医師による診療内容

シンガポールにおいては、外国人医師を一定の規制のもと受け入れてはいるものの、日本人医療従事者が行える医療行為には一定の規制が課されている。シンガポール人に対しての医療行為は行うことは許可されておらず、日本人患者にのみ医療行為を行うという限定が付されたうえでシンガポール国内での医療行為を行える資格を得ている。また、外国人医師は、手術を伴うような高度な医療行為をすることも許可されていない。そのため、日系医療機関が行える医療行為は、総合的なプライマリー診療に限られ、各日系医療機関は、現地の大手総合病院と提携を結ぶなどし、手術や出産など高度医療技術を伴う病状に対応している。

また、シンガポールの医療水準がすでに高いことは述べたが、かかる点からシンガポール周辺の東南アジア諸国に駐在する邦人が、健康診断をこれらのシンガポールにある日系医療機関で行う事が主流となっている。

これらの日系医療機関は、日本の主要保険会社またはアシスタンスサービス会社との提携によるキャッシュレスメディカルサービスを提供している。これらの保険会社の海外旅行傷害保険に加入している場合は、病気・怪我の

治療費を医療機関が直接保険請求する。そのため、患者は受診の際にいったい費用を払う必要がない。しかし、海外旅行傷害保険であるため、すべての疾病が保険でカバーされるわけではなく、例えば、歯科治療や、シンガポールに移住する以前から煩っていた疾病や持病などはカバーされず、高額の治療費問題に悩む邦人もいる。

現在、日本-シンガポール間の EPA 協定により、日本人医師の人数が 30 名との制限³¹があり、現在はシンガポールで業務を行うことを希望する医師がウェイティングをしている状態である。しかし、このウェイティングも、シンガポールにある日系医療機関全体に対するウェイティングとなっているため、医師が辞めて帰国などした場合に、次の医師を必ず確保できるとは限らず、どの日系医療機関も人員に欠員が出た場合に次の医師が確保できるかについての懸念を有している。

(3) 日系医療機関の活動の実情

今回の調査にあたり聞き取り調査を行った医療機関の一つ、ラッフルズジヤパニーズクリニックは、本院の他に 2 つの分院、日本人医師 16 名（歯科医師を含む）を有し、シンガポール国内において邦人医療を対象とした日系医療機関としては非常に大きな規模を有している。また、同クリニックは、シンガポール国内最大手の医療機関の一つであるラッフルズメディカルグループの子会社である。

同医院が開業したのは、2003 年の 4 月であり、当初は医師 2 名の体制から始業した。当時、流行していた SARS に関する勉強会などを JCCI で行うなどし、徐々にシンガポールの在留邦人への認知度も高まっていった。

当時の日本-シンガポール間の EPA においては、日本人の医師枠は 15 名とされていたが、シンガポール国内における日系医療機関の拡大とともに、この医師枠も拡大する必要が生じてきた。そこで、厚生労働省がシンガポール政府と交渉を行い、30 名にまで引き上げられるに至った。

就労ビザ取得要件が厳格化されたことにより、職員のビザ取得が難しくなっている点が問題点の一つでもある。

また、同クリニックの心療内科には、病気の相談とはいええないような生活上の相談ごとなどが持ちかけられる事も多く、相談する場所がなく困っている邦人の相談場所の一つとなっている。

³¹ 在留邦人のみが治療対象であること等を条件に、医師・歯科医師を受け入れることを約束した（2002 年当初、医師 15 名、歯科医師 5 名が上限であったが、2005 年の拡大により現在はそれぞれ 30 名、15 名となっている。）

5. 日本人会

(1) シンガポール日本人会概要

シンガポール日本人会は、設立100年の歴史があり、在留邦人への文化的な活動を支援する機関として大きな役割を担っている。

日本人会の会館内には、コンサートホール、図書館、ファンクションルーム、ボールルーム、カラオケホール、日本食レストラン、クリニックなど多様な施設があり、週末になるとシンガポール在住の多くの日本人が集い、他の日本人と交流し、また日本の文化に触れることで精神的な安らぎを得られる貴重な場所となっている。

同会への入会方法は、法人会員と個人会員という二種類の方法があるが、個人会員の入会金は1000ドルと高額であるため、多くは会社が法人会員となることで個人の会員資格を取得するという方法がとられている。

文化部、地域社会交流部、厚生部、運動部など15部門に分かれ、きめ細やかな運営が行われている。

(2) 会員動向

近年、日本人会の正会員（日本人個人会員）が急増している。正会員は2013年1月には5081世帯であったが、12月には3.9%の197世帯増え、5278世帯となった。

正会員の動きをさかのぼってみると、最多記録は1996年2月の4356世帯であった。その後、日本国内、東南アジア域内の経済不況による日系企業の撤退、人員の削減などの影響を受け、会員数は減少の一途を辿った。2000年4月には5年8ヶ月続いていた4000世帯台を割り込み、漸減傾向が2003年まで続いた。

長らく低迷していた法人会員も上昇傾向にある。在留邦人数は3万人を超え、日本人社会はかつてないほど大きな規模となっている。

日本人以外の外国人会員、会友は、2013年1月に364世帯であったが、12月には11世帯増加し、375世帯となった。過去10年の動きを見ると、会友の数は横這い傾向にある。他の外国人クラブにおける会友の閉める割合と比較すると極端に低く、今後会友を増やす方策を検討しなければならない。

(3) 活動内容

日本人会の主目的は、文化的な交流を支援するという点にある。会員に向けて多くの講座が開講されており、多くの駐在員の家族が講座を受講し、会員同士の交流を図っている。

また、毎年多くのイベントが企画され、餅つき大会、こどもの日パーティー、七夕祭り、中秋節など、季節ごとに、日本のみならずシンガポールならではのイベントを楽しむことができる。

また、著名な日本人ピアニストによるコンサートや、著名アスリートのスポーツイベントなどの情報も随時提供しており、会員に向けての文化的情報の発信という役割も担っている。

シンガポール社会との交流も目的の一つとして掲げており、日本人会として、毎年旧正月の一大イベントであるチンゲイパレードに参加している。また夏には毎年盆踊り大会を開催しているが、これは現地のシンガポール人に大変人気のイベントとなっており、毎年数千人ものシンガポール人が参加している。

教育部による日本人学校の運営、厚生部による日本人会クリニックのマネージメントなども在留邦人支援の重要な一端を担っている。

(4) 今後の活動

文化的な情報発信以外にも、医療などのセミナーや、安全、防犯、衛生面などの公的な情報も提供していきたいとのことである。

6. 日本人学校

(1) 概要

シンガポール国内には、日本人学校として、ウエストのクレメンティ校とイーストのチャンギ校の小学部が2校、中学部が1校ある。日本語で日本の文科省の教育カリキュラムに沿った教育を行っており、多くの在留邦人が通学している。

同校は、在留邦人の文化的支援を担っているシンガポール日本人会によって設立され、同会の管財人が資産を保有し、学校運営理事会も同会の会員で構成されている。2016年には設立50周年を迎えるという長い歴史を持つ。シンガポール政府から認可を受けた私立学校であり、建前上はインターナショナルスクールとして日本人以外の国籍の生徒も受け入れられるが、日本人会の会員にならないと入学できないという資格要件があるため、日本人以外の生徒というのは、ほとんど通学していない。

2013年度の児童生徒数は、小学部チャング校が789名、クレメンティ校690名、中学部460名の合計1939名であったが、同年12月には2010名となった。

同校の目標は、「21世紀に生きる日本人として、豊かな国際感覚を持ち、世界の人々とならうとする人材育成」である。めざす3つの像（子ども像、教師像、学校像）を規定し、5つの教育の柱（基礎機ほんの徹底、英語教育の重視、現地理解と交流教育、ITC 教育の充実、家庭地域との連携）を定めて、3校でそれぞれ工夫しながら教育活動を実施している。

（2）通学生徒の特色、教育カリキュラム等

上に述べたとおり、同校は基本的には、日本の文科省のカリキュラムにそった教育を行っている。

しかし、そうした中でも、シンガポールならではの教育プログラムも取り入れている。特に、英語教育に力を入れており、小学部では英語のクラスを13レベルに、中学部では3レベルに分けた上で、ネイティブの教師による英語クラスが行われている。加えて、小学部では水泳と音楽のクラスも英語で行われ、中学部では美術、家庭科、体育のクラスが同様に英語で行われている。このように英語教育に力を入れている結果、小学生ですでに英検2級に合格するなどの一定の成果をあげている。

また、通学する生徒のほとんどは、シンガポールへ出向中の比較的高学歴である駐在員の家庭の子供であることから、両親の教育熱心度、生徒の学力ともに高い。シンガポールの教育レベルの高さも相まって、日本人学校としては世界でもトップレベルの学力を誇っている。

特に、国語、算数の平均点は、日本全国平均よりもプラス10点ほど上回っており、同校の生徒の学力が非常に高いことを示している。しかし、四季がないシンガポールに住んでいる生徒達にとっては、季節の把握という点が難しいらしく、理科、社会の平均は全国平均より低いとの特徴もある。

上記のとおり、企業からの派遣によってシンガポールに来ている駐在員の家庭が多いため、1年生から6年生まで通学し卒業する生徒は全体の3%程度しかなく、多くは3～5年程度で帰国してしまう。こういった生徒の入れ替わりが頻繁であるという状況においては、いじめなどの深刻な問題は発生しにくい。また、前述のとおり、いわゆる家庭環境の良い、おとなしい生徒が多いため、生活指導に関しても大きな問題はない。

第六. 終わりに

かように、シンガポールは政府の外国企業を積極的に誘致するとの政策により非常にビジネスを行い易い環境がととのっている。上記通り、人件費などのコストの問題や、人材確保が困難であるなどの問題はあるものの、周辺国への展開も含めて、シンガポールを拠点とした事業の展開を行うチャンスはあると思慮する。今後、右肩上がりに日系企業数が増えるとの楽観視はできないが、中小企業を含め、新たなビジネスの展開を目指してシンガポールに進出する企業は継続的にあるものと考察する。

また、上記のとおり、生活環境から邦人コミュニティサポート体制までがしっかりと整備されているシンガポールでの生活は「便利」の一言につきる。かかる環境がビジネス展開を行うべく、家族も含めた邦人の移住を容易にしていることは間違いない。

しかし、企業活動においても、邦人個人の生活においても、同国の物価が高いという点が問題点としてある。

かように企業から派遣される駐在員のコストも非常にかかるため、統括拠点を設置した企業も含め、いかに利益を上げていくかという点が今後の日系企業にとっての課題となるであろう。

また、住み易い環境が整っているとはいえ、邦人にとっては海外生活であることには変わりはなく、気軽に生活上の問題点を相談できる場所なども十分に整っているわけではない。

邦人個人の法的な支援を拡充するという目的と同時に、医療機関の心療内科やカウンセリング機関等との連携など、包括的な邦人個人の支援も実現していくことも課題の一つとして考慮していきたい。

以上